九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801798

出版情報：九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 2 章　大学紛争の長期化と拡大

第 1 節　学内意思統一への努力と挫折

（1）基地対策委員会の改組拡充

基地対策委員会の改組拡充

1968（昭和 43）年 8 月 25 日の評議会は、8 月 31 日までに機体を引き降ろせなくとも大型計算機センターの予算を打ち切らないように文部省と交渉すること、角材をふるった学生を厳しく非難する総長声明（資料編Ⅱ－495、p.500）を出すこと、「暴力集団」を告発するかどうか各学部教授会において検討することを決定した。そして、文部省との交渉については、水野高明総長を団長とする折衝団を決定したが、その後の評議会において、文部省との交渉で、交換条件として機体引き降ろしの時期を確約しなければならなくなると、九州大学は土壇場に追いつめられることになるので、さしあたり水野総長と北川敏男計算機委員会委員長の 2 人が実情を訴え、基本的な了解を得ておくということになった。しかしその後、文部省からの連絡で、いまの段階で総長と文部大臣が会えば、各省との関係や社会的な観点から、双方にとって抜き差しならぬ結果が生じる懸念があるとして、上京そのものが取りやめられることになった。

また、25 日の評議会では、これまでのように部局長を中心とする少数の基地対策委員会では、突発する問題に対処するのに追われて、基地撤去運動を専門的に研究・実行することはできないとして、基地対策委員会を拡充改組することが提案され、学部長退任後も基地対策委員会に留まっていた正田誠一教授の対策委員会および常任委員会委員の辞任の申し出を認めるとともに、

基地対策委員会を次のように拡充改組することを決定した。まず、常任委員会を拡充して、委員を水野総長のほか、原俊之教育学部長、井上正治法学部長、木下悦二経済学部長、問田直幹（といだなおき）医学部長、岡本正幹農学部長、伊藤尚工学部長および岩崎二雄教養部長の８名とし、基地対策委員会に、企画、技術、基地撤去促進、大型計算機センター復旧の各専門委員会を置くことにした。基地対策委員会には、すでに６月末の拡充によって常任委員会の下に法律、賠償、大型計算機センター復旧の各専門委員会が設けられていたが、これらの専門委員会が部局長によって構成されていたのに対し、新たに設けられた専門委員会の委員は、各学部の教授・助教授から選出することにしたのである。

新たに設けられた企画専門委員会は、評議会および基地対策委員会の方針のもとに機体引き降ろしの具体策を専門的に研究し、諸案についての資料を作成・報告することを任務とするもので、各部局から選出された２名（教官数の多い部局からは２名以上）の委員によって構成されていた。基地対策委員会との関係は、諸案について収集した資料を基地対策委員会に提供する下部機関であると位置づけられていた。委員長は委員会で互選することとし、井上法学部長が担当常任委員を務めた。企画専門委員会は、その後９月３日に連絡委員会と名称が変更された。

技術専門委員会は、機体引き降ろしについて純粋に技術的な面から検討を行うことを任務とするもので、工学部、理学部、農学部および医学部キャンパス、ならびに文科系学部から選出された１名ずつの委員によって構成され、伊藤工学部長が委員長を務めた。基地撤去促進専門委員会は、板付基地撤去運動をより具体化し、推進することを任務とするもので、各部局から選出された１名ずつの委員によって構成され、原教育学部長が担当常任委員を務めた。

仮設センター設置問題

告発するかどうかが検討されていた 8 月 23 日の暴力事件については、27 日になって警察から正式に捜査への協力を求める申し入れがあった。これに対し評議会は、各部局の意見を求めて検討を行ったが、31 日の評議会では、機動隊を伴う捜査となると、バリケード内の学生と機動隊とが衝突して、23 日の流血事件に数倍する惨事の発生が予想されるとして決定を保留した。

大型計算機センターの建設問題については、27 日の基地対策委員会常任委員会において、センター仮設計画を早急に検討する時期に至ったことが確認された。そして、同日午後の評議会において、大型計算機センターを学内の別の場所に仮設すること、その具体的計画の立案を計算機委員会に委ねることが了承された。計算機の仮設案は、すでに 6 月の計算機委員会において検討されていたが、基地撤去運動との関係から公にするのが抑えられていたという経緯があった。それが、この時期になって大学の方針として正式に決定されることになったのは、8 月末になっても機体引き降ろしの見通しがたたず、工事再開ができないという状況では、大型計算機センターの予定どおりの開設が不可能となってきていたからであった。

計算機委員会が立案した仮設計画案は、9 月 3 日の評議会で審議が行われ、機体はあくまで引き降ろすという前提のもとに、計算機を学内の適当な場所に仮設することとして決定され、仮設の場所については、工学部・農学部・理学部の各学部長および施設部長で検討することが了承された。翌 4 日、北川計算機委員会委員長は文部省を訪ねて仮設計画について説明し、協力を求めた。しかし文部省は、設備費・移転費などの予算措置を講じるのは困難であり、機体処理問題に見通しがたたない段階ではこれを認めるわけにはいかないと、仮設計画に難色を示した。

9 月に入ると、実力によるバリケードの破壊が行われるようになった。9 月 1 日午前 3 時過ぎ、4～5 人の学外者と思われる者がバリケードの一部を破壊した。破壊されたバリケードは、翌 2 日午後、中核派の学生によって修復

されたが、同日夜には正体不明の約 20 人がバリケードを全部破壊した。この作業はペンチやロープを用意した計画的なものであった。反対派学生は徹夜でバリケードの再構築にあたったが、翌 3 日朝にはボート部の学生がバリケードを壊しにかかり、引き降ろし反対派の学生との間にこぜりあいが生じた。

バリケードの破壊とその再構築のいたちごっこは、その後も繰り返され、11 日未明には、ふたたびバリケードが完全に破壊された。現場には、「このような秩序を乱す不法行為は断じて許せない。今度再度このようなことをすればあくまで破壊する。一般学生有志」という張紙が残されていた。壊されたバリケードは反帝学評の学生によって構築しなおされたが、13 日の深夜には 12～13 人の学生によってまた壊された。しかし、バリケードを壊した学生の 1 人が逃げおくれて反帝学評の学生につかまり、自己批判書を書かされたうえ、破壊に参加した 7 名の氏名を明らかにさせられ、14 日午後には、この 7 人に自己批判を求める集会が記念講堂前の地蔵の森で開かれた。

（2）各学部の動向

教養部の学生討論集会

夏休み明けをひかえた 9 月 9 日、基地対策委員会が開かれ、夏休み中に起こった事態の経過を一般学生に説明するとともに、これら一般学生の協力を求めて機体引き降ろしの方針を貫くことが確認され、このために機体問題の経過と九州大学の考え方をもりこんだ総長談話を作成して、学生・職員に配布することが決定された（資料編Ⅱ－496、pp.501-502）。

夏休み明けの授業は 9 月 11 日から開始されたが、各学部ではクラス討論・学生集会がつぎつぎに開かれ、機体の引き降ろし問題について話し合いが行われた。教養部では、12 日と 13 日の両日、授業を午前中で打ち切ってクラスごとに教官をまじえて討論が行われた。討論には、12 日は 1 年生 40 クラ

ス約 1500 人 、翌 13 日は 2 年生 38 クラス約 1400 人が参加した。教養部では、すでに夏休み中の 9 月 1 日に約 1100 人の学生が参加してクラス討論が行われており、その内容は学生委員会がアンケート報告書としてまとめていたが、全体の傾向としては大学の方針を支持するものであった。教養部では、9 月 1 日を含めて 3 日間にわたるクラス討論によって、機体の引き降ろしに反対する学生はきわめて少数であることが判明したが、同時に機体の保管問題、板付基地撤去促進問題については、一般学生の中にも大学を信用できないとする意見が多くみられた。

18 日午後には、教養部自治会の主催によって教養部学生討論集会が開かれ、800～900 人の学生が参加した。討論集会には水野総長以下、基地対策委員会の委員も加わり、評議会の機体引き降ろし決定白紙撤回、板付基地撤去、70 年安保粉砕をスローガンとする自治会執行部との間で激しい討論が行われた。討論では大学側の考え方が明瞭にされ、一般学生からは反帝学評・革マル派からなる執行部の発言よりも大学側の発言に対してより多くの拍手がおくられた。

翌 19 日に開かれた教養部の学生大会は、定足数に達しなかったため学生集会に切り換えられたが、前日の討論集会での一般学生の動向をみた執行部は、方針を引き降ろし反対から引き渡し反対に切り換え、引き降ろしの実力阻止はしないという方針を打ち出した。

各学部の動向

教養部以外の各学部では、教育学部・薬学部・工学部の学生大会が、9 月 13 日に開かれた。教育学部は 7 月上旬には、引き降ろしに賛成していたが、その後大学院生や学部自治会の委員のあいだに反戦青年委員会の影響が強くなり、この日の学生大会では、それまで臨時であった自治会執行部が正式に決まり、現時点での引き降ろしには反対するとの決議が行われた。薬学部では自主引き降ろし・厳重保管が圧倒的多数で可決された。工学部では定足数

に達せず、後日全学投票を行うことになった。翌 14 日には農学部で臨時学生大会が開かれたが定足数に達せず、16 日の経済学部・法学部の学生大会も定足数に達しなかった。同日の医学部学生大会は、執行部が提案した 7 月 9 日評議会決定を白紙に還元して全学集会を開くという案をはじめ、すべての提案が過半数を得られず、結論が出なかった。

工学部の全学投票は、9 月 19 日・20 日の両日に実施され、在籍学生 1335 名中、77%にあたる 1036 人が投票し、機体引き降ろし絶対反対が 25 票、保管の具体的内容について大学の態度が不明確なので今は賛成できないというものが 157 票、自主引き降ろし・厳重保管・計算機センター早期再建を支持するもの 799 票、態度保留 43 票という結果であった。これに対し、19 日に開かれた文学部の学生大会では、執行部が提案した 7 月 9 日の評議会決定白紙撤回、機体引き降ろし反対の方針が賛成多数で可決された。

9 月 27 日には理学部・医学部の学生大会が計画されていたが、定足数に達せず成立しなかった。医学部の学生大会は、10 月 1 日に開かれ、引き降ろしには原則的に賛成するが、全学的最終決定は全学投票にするという執行部原案を可決した。

学友会・自治会との話し合い

9 月 20 日の基地対策委員会は、こうした各学部学生の状況を検討し、全般的には大学の方針に対する賛成が多いが、機体の保管や基地撤去運動について、種々条件が付いているのでこれに対する回答案を作成することになった。

9 月 27 日の評議会は、機体問題に関する全学の意思の集約は各学部教授会の判断を全学的に集約することとし、その前段階として学生の全学的な意思の集約は学生自身に行わせることを決め、学生自治会の集約機関である学友会の意向を聞くことにした。

学友会は 10 月 3 日、大学の求めに応じて各学部自治会代表者会議を開催し、機体問題について意見の集約を行った。しかし、教育学部自治会は連絡

不十分のため欠席し、文学部と教養部の自治会は、機体引き降ろし阻止について討議をしないのは無意味であるとして、それぞれの主張を述べて退席した。このため残ったのは四者共闘系の自治会代表者のみとなり、学友会としての意見の集約はできなくなった。残りの各学部自治会は、機体引き降ろしには賛成だが、これにはいくつかの条件を付けるという意見が大勢を占めていた。翌 4 日、奥田八二（はちじ）学生部長は学友会中央執行委員と話し合い、各学部自治会の機体引き降ろし問題に関する結論を確認した。

こうした学友会との折衝ののち、9 日午後には法文系 107 番教室において、基地対策委員会の主催のもとに学友会執行部・各学部自治会・大学院自治会の代表各 2 名を集めて、機体引き降ろし問題についての話し合いが行われた。しかし、引き降ろし反対派の文学部・教育学部等の代表が欠席したため、全学の意見の集約については十分な結論が得られないまま散会した。

また、反帝学評とともに教養部自治会の執行部を握っていた革マル派は、9 月 18 日の教養部学生討論集会以後、一般学生の動向をみて引き降ろし実力阻止の方針を取り下げたが、中核派が革マル派の引き降ろし問題軟化に対して激しい突き上げを行ったため、革マル派は理論的破綻をみとめて、教養部自治会執行部としては引き降ろし阻止はしないが、革マル派としては実力阻止の方針を捨てないとの立場をとるようになった。こうして、機体引き降ろし問題についての学生の全学的な意思の集約を学友会との話し合いを通じて行おうとした試みは、成果をあげることができないまま打ち切られることになったのである。

自衛官入学問題

大型計算機センターの建設問題について、機体引き降ろし反対派は大型計算機センターの建設そのものも産学協同・軍学協同につながるとして批判を強めていたが、この頃になると計算機の平和利用と関連して、自衛官の大学院入学が問題となってきた。九州大学では 1955（昭和 30）年頃から自衛官

の大学院入学を認め、当時、九州大学大学院には工学研究科を中心に 9 人の自衛官（修士課程 5 人・博士課程 4 人）が在学していた。しかし、現職の自衛官が大学院で学ぶことには、①大学の研究が軍事目的に利用される恐れがある、②憲法違反の疑いがある自衛官の現職隊員がいては、教室で自由な討論ができない、などの理由から早くから学生の間に、自衛官入学・在学反対運動が続けられてきた。

とくに米軍機の墜落後は、自衛官が大学院で研究することは軍学協同だとする論議が高まり、教官や学生から反対声明が出されていた。現職自衛官の入学問題は全国の国立大学でも反対運動が起こっており、東大・京大などでは自衛官の入学を認めないという慣行ができていた。学友会はこれまでも自衛官の入学について、「大学が自衛官を個人の研究者として扱っても、身分は自衛隊に束縛されており、民主的な大学の自治を侵す恐れがある。科学が軍事研究に利用されている以上、間接的には大学が軍事研究に手を貸すことになる」と反対し、総長に対して自衛官を入学させないように要求していた。しかしこれまでは、大学側は各学部の自主的判断にまかせていたのである。

自衛官の大学院入学問題は、9 月 27 日の評議会で、井上法学部長から、計算機センターの平和利用に関連する問題として、学問の平和性という見地から自衛官の入学についても大学として考えるべきであり、この際各学部で少しでも前向きの態度を打ち出すべきではないかとの意見が出され、学術会議の自主・平和・民主・公開という勧告の精神に沿って運営することを関係者が宣言する等、適当な方法で九州大学の態度を明らかにすることになった。

水野総長は、12 月 14 日、自衛官の大学院入学問題について、「私としては好ましくないと思うが、各学部で検討してもらう」との声明を出し、工学研究科委員会は、翌 1969 年 1 月 22 日、現状においては自衛官の大学院への入学は好ましくないという申し合わせを行った。

その後工学研究科は、1970 年度の大学院修士課程の募集要項を改正し、官公署・会社・団体または外国政府官公署などの所属職員で進学を希望する場

合は、官公署などからの「受託生」として受け入れることにした。これまでは一般学生と同じ受験によって入学を認めていたが、「受託生」は「学習に支障がないと認められる場合にかぎり受験できる」ことになっており、自衛官の入学を事実上排除することをめざしたものであった。

（3）基地撤去運動と実行連絡委員会の設置

大学紛争の動向

1968（昭和 43）年には、大学紛争は全国に拡大し、この年なんらかの紛争状態にあった大学は、全国の大学の 8 割にあたる 165 校にのぼり、そのうち 70 校でバリケード封鎖が行われていた。

なかでも、1968 年 1 月の医学部無期限ストライキにはじまる東京大学の紛争は、6 月 15 日に学生誤認処分に抗議する医学部全学闘争委員会の学生が安田講堂を占拠したのに対し、大学側が機動隊を導入してこれを排除したことから、紛争は一挙に全学に拡大した。各学部自治会は、機動隊導入に抗議し、大学当局の責任を追及して相ついでストライキに入った。7 月 2 日には、学生側は安田講堂をふたたび占拠し、これをきっかけに封鎖はつぎつぎに全学に広がっていった。

7 月 5 日、各学部のストライキ実行委員会を中心に東大全学共闘会議（全共闘）が結成され、23 日には全学助手共闘会議が結成された。大学側は紛争を収拾するため、8 月 10 日に再審査委員会と大学問題に関する委員会を発足させるなどの提案を含む総長告示を出したが、この告示は学内の支持を得ることができなかっただけでなく、多くの反対意見を噴出させた。10 月 12 日、全共闘は全学無期限ストライキに突入した。11 月 1 日には大河内一男総長はじめ全学部長・評議員が紛争の責任をとって辞任し、かわって加藤一郎法学部長が総長事務取扱に就任した。加藤総長事務取扱は全学集会を提案して解決に乗り出したが、全共闘は全学封鎖を打ち出し、これを阻止しようとする

民青系学生と対立して、11 月 12 日には総合図書館前で全共闘と民青系学生との衝突事件が起こった。

また、日本大学では、1968 年に表面化した理工学部教授の裏口入学斡旋謝礼の脱税事件と大学の使途不明金問題をきっかけに、各学部で抗議集会が開かれ、5 月 23 日には約 2000 人の学生がはじめてのデモを行った。27 日には約 7000 人の学生が参加して全学総決起集会が開かれ、全学共闘会議（全共闘）が結成された。全共闘は大学側に大衆団交を要求して集会を繰り返したが、6 月 11 日の全学総決起集会に体育会系学生が殴り込み、多数の負傷者を出した。この事件をきっかけに全学部が無期限ストライキに入り、バリケードを築いて校舎を占拠した。大学側は 9 月 4 日に機動隊を導入して封鎖を解除したが、学生側はふたたび経済学部・法学部を占拠した。このため 6 日にはふたたび機動隊が導入され、これに抗議する学生約 5000 人と機動隊が衝突した。こうしたなかで、9 月 30 日、両国講堂において約 3 万 5000 人が参加して大衆団交が開かれ、大学側は、検閲制度の廃止、経理の全面公開、全理事の即時退陣などの確認書に署名した。しかし翌 10 月 1 日、佐藤首相はこの大衆団交について集団暴力で許せないと発言し、これをうけて大学側も確認書を白紙撤回し、機動隊を導入して封鎖を解除し、翌年 3 月までに授業の再開にこぎつけた。

この時期、全国に拡大した大学紛争は、こうした東大紛争や日大紛争に典型的にみられたように、それまでの共産党系や反共産党系といった政治党派主体による学生運動とは異なり、学生大衆の一斉蜂起という性格を強く持っていた。学生達は、学生処分問題や学生会館・学生寮の管理運営問題等に対する個別的な闘争を通じて、大学や学問のあり方そのものを批判するようになり、さらには国家権力との全面的な対決にまで突き進んでいったのであった。したがって、この時期の全共闘を中心とする運動は単なる政治運動ではなく、きわめて精神的・文化的な色彩を帯びていた。そして、このような大学紛争は、日本だけでなくフランスやアメリカなど、世界の先進資本主義国

においても同時的に発生していたのである。

基地撤去運動の動向

九州大学の板付基地撤去運動は、中央の政府間交渉によって基地撤去が早急に実現する見通しがなくなったあと、基地対策委員会が拡充され、8 月 13 日には基地撤去運動に専門的に取り組むため板付基地撤去促進委員会が設置されていた。同委員会は、8 月 30 日に第 1 回の委員会を開催し、毎月 2 日にデモをする「二の日デモ」を提案するとともに、板付基地がおよぼす「基地公害」の実態を調査して、その報告書を作成することを決定した。

墜落事故 3 か月目にあたる 9 月 2 日、中核派は破壊されたバリケードを修復したのち、約 20 名で市内デモを行い、反戦青年委員会とベ平連約 100 人、四者共闘約 400 人もそれぞれ市内デモを行った。9 月 15 日にはバリケード前において、反民青系の全九州反戦安保統一行動の集会が開かれ、約 350 人が参加した。21 日には四者共闘約 400 人も、板付基地撤去・安保破棄をスローガンとして板付基地までデモを行った。

9 月 23 日、同日付のニューヨークタイムズに、「only 2 miles !」と題する半頁の意見広告が掲載された。これは、7 月に日高六郎東京大学教授・井上正治九州大学教授等を発起人として発足した「九大米軍機墜落事件を訴える国民会議」が、アメリカ国民と国際世論にアピールするために出したもので、墜落事故の概要を説明し、離着陸コースの真下にある九州大学が、いかに生命の危険にさらされ、騒音に悩まされ続けて、研究教育活動が阻害されてきたかを述べ、日米両国民の真の友好のために板付基地を撤去することを訴えたものであった。

25 日には午後 5 時半から、板付基地撤去を要求する教官有志のデモが行われた。このデモは、機体処理問題がこじれるなかで、基地撤去運動を原点に戻って進めようという声が強くなってきたため、基地対策委員会の提案によって実施されたもので、水野総長は上京中で参加しなかったが、各学部長を

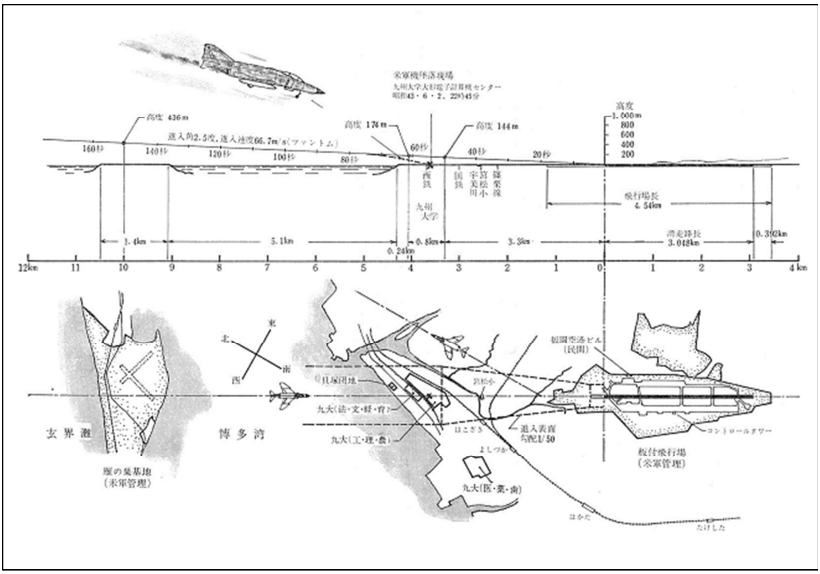

図 9-3 「基地と大学」より（p.16）

先頭に約 500 人の教官が参加した。教官が主体となったデモは、墜落直後の 6 月 4 日・5 日以来 3 度目のことであった。

10 月 14 日には、基地対策委員会と板付基地撤去促進委員会から、板付基地の九州大学および福岡市におよぼす影響を調査した報告書「基地と大学―九州大学はうったえる―」が発表された（資料編Ⅱ－497、pp.502-527）。この報告書は、同月 16 日から 18 日まで開かれた日本学術会議総会に提出された。この総会では、九州大学が提案した「軍事基地に近接した大学その他の研究機関の安全対策について政府に申し入れる提案」および「大型計算機の設置について政府に要望する提案」も採択された。

11 月 14 日、三井郡小郡町（現小郡市）の田圃に板付基地に駐機していた米空軍機、第 154 戦術偵察団所属の偵察戦闘機 RF-101 が離陸直後に墜落した。現場から約 50m のところには約 50 戸の民家があり、もう少しで大惨事になるところであった。九州大学への墜落事故から半年もたたないうちの事故であり、水野総長はただちに基地の閉鎖を要求する談話を発表した。

11 月 30 日には記念講堂において基地対策委員会主催の講演会「基地と公害」が開催された。墜落事故からちょうど 6 か月目の 12 月 2 日には、午後 6 時前から基地対策委員会の主催によって板付基地撤去要求の提灯デモが行われた。デモには水野総長以下、教官・一般学生等、約 700 名が参加したが、学内では機体の引き降ろしをめぐる対立がますます深刻化し、事故直後にみられた大学が一体となって基地撤去を要求した時のような熱気はもはや失われていた。

実行連絡委員会の設置

9 月から 10 月にかけて行われた各学部学生のクラス討論、教官と学生との対話、各自治会主催の学生大会や学生投票等によって、9 月末には機体引き降ろしをめぐる学内情勢は相当好転したようにみられた。しかし、その後大学が具体的な行動に踏み出すことができず、一種の空白状態が生じたため、それまで大学の方針を支持してきた学生の間に大学に対する不信感・焦躁感が出てきて、学内情勢はかえって悪化していった。

9 月 10 日には工・文・法・農・経・医各学部の教官・大学院生など 135 人が、事態打開のため全学討論集会を開くことをアピールしていたが、9 月 26 日には滝沢克己文学部教授・金原誠工学部教授等の教官有志と大学院生 106 人が、ベトナム戦争反対の立場から、現時点での機体引き降ろしには同意できない、あくまで全学集会を要求するとのアピールを出した。また 10 月 2 日には、工学部大講堂において約 200 人が参加して討論研究集会が開かれ、大型計算機センターの建設には賛成であるとしながらも、現時点での引き降ろしには同意できないとして、機体問題を解決するため、教官・職員・学生が平等の権利で参加する全学討論集会を提案するアピールを、滝沢文学部教授・金原工学部教授・倉田令二朗工学部助教授等、109 人の教官・大学院生が署名して発表した。滝沢教授は、「窮状打開の道について―全学の同僚諸兄に訴える―」等のパンフレットを出し、米軍機の処理方法について、真

剣かつ徹底的な対話の努力の積み重ねを要求するなど、反民青系の学生に大きな影響を与えていた。

10 月 7 日の基地対策委員会では、連絡委員会から同委員会はもはやその役割は終わったと考えるのでこの際解散し、今後は企画のみならず実行の機能をもった実行委員会というような機関を設けて、基地対策委員会の補佐機関としてはどうかという提案が行われた。翌 8 日の評議会で検討した結果、連絡委員会は存続させることとし、新たに実行的な委員会を設けることについては、各学部教授会の検討をまって審議することとした。14 日の評議会は、実行委員会は必要であるという意見が大勢を占めたが、連絡委員会と実行委員会の 2 つの委員会を並置することは運営が複雑になるので連絡委員会のみを置き、その性格に実行的機能を加えることとして、名称を実行連絡委員会とすることを決定した。

この実行連絡委員会は、それまでの連絡委員会が、機体引き降ろしの具体策を専門的に研究し、諸案についての資料を作成・報告することを任務としていたのに対し、機体の引き降ろし・厳重保管等について、基地対策委員会および評議会が決定した方針を実現するための具体的実行案を企画・立案することを目的とするものであり、基地対策委員会からの担当常任委員は、井上法学部長が担当することになった。

ハンディ・トーキー事件

行き詰まった大型計算機センター建設問題は、10 月 8 日に教養部正門前で起きたハンディ・トーキー（小型無線機）奪取事件によってさらに複雑になった。この日午後 1 時過ぎ、福岡地裁での山田弾薬庫事件公判に抗議するため反帝学評系学生約 30 人が教養部を出発し、正門近くでデモを行った。このため、警察官が制止したところもみ合いとなり、警察官がデモの中に巻き込まれてハンディ・トーキーが奪われるという事件が起きた。警察側はこれを重視し、現行犯として逮捕するため学内に入ると言ってきた。これに対し

教養部は、まず証拠を明らかにするように要求したところ、警察は現行犯としての逮捕はあきらめて引き上げた。しかし、その後警察が強制捜査を申し入れてきたため、教養部は 10 月 9 日から 3 日間、追試験を行うので試験中は避けて欲しい、また強制捜査は必要最小限度にとどめて欲しい、と申し入れるとともに、本当に学生が奪ったのであれば返却させるよう努力することを約束し、掲示によってハンディ・トーキーの返却を呼びかける一方、反帝学評系の学生にも再三尋ねたが、結局ハンディ・トーキーは出てこなかった。翌 9 日、反帝学評系学生は前日の事件に対する学内捜査反対をとなえて、教養部正門に机等によるバリケードを築いた。

10 月 13 日早朝、ハンディ・トーキー事件に関して、警察による教養部自治会室等の学内強制捜査が行われた。捜査はハンディ・トーキーが不明のまま昼前に終了したが、捜査中に反帝学評系学生がデモ等によって抗議をした際、そのなかの学生 1 人が突然逮捕され、連行されるという事態が起こった。教養部は強制捜査と同時に学生が逮捕されるという情報を得ていたので、捜査令状が示された際、とくに逮捕令状の有無を確認したが、「この場合逮捕令状は無い」という返事であった。しかし突然逮捕したので教官が追及したところ、警察側は、「逮捕令状は本人に見せればよいのだ」と言って連行した。このため教養部は教官会議の結果、混乱が生じていないのに機動隊が入ったこと、捜査に便乗して情報収集を行ったことなどについて、警察当局に厳重に抗議を申し入れることを決定し、15 日に奥田学生部長と教養部教授が県警本部に対して、教養部長の申し入れおよび総長の同趣旨の申し入れを手渡した。

（4）建物封鎖の開始

文学部封鎖事件

1968（昭和 43）年 10 月 21 日の 10・21 国際反戦デーは、全国 46 都道府

県 560 か所で、約 30 万人が集会やデモを行い、61 大学・111 自治会が、バリケード封鎖やストライキ・授業放棄を行った。なかでも中核派・ML 派・第四インターの 3 派は、新宿駅東口駅前に集まった群衆を巻き込んで同駅を占拠し、駅舎や電車等を破壊したり警備車を横倒しにして放火したりしたため、警視庁は 22 日午前零時 15 分に騒乱罪の適用を指令して一斉検挙に踏み切り、450 人が逮捕された。

福岡市では、前日の 20 日に福岡市役所前で福岡県評・福岡地区労主催の繰り上げ統一行動の集会が開かれ、約 5000 人が参加した。21 日の国際反戦統一行動日には、反民青系各派が板付基地へのデモ等を行って、機動隊と激しく衝突し、約 30 人が逮捕された。

反帝学評が執行部を握っていた文学部自治会は、10 月 21 日は試験休みで、休みの日にストをしても意味がないとして、統一行動には参加せず、かわりに 25 日に学部ストを行うことを決議した。そして、前日の 24 日夕方から約 15 人が文科系本館 1 階の廊下・階段・出入口等を机・ロッカー等で封鎖した。このあと学生達は食事等のため外出したが、その間に封鎖に反対する四者共闘系の学生・職員約 150 人が、職員や大学院生の職務や研究を妨害するのは許せないとして、バリケードを取り除くとともに、反帝学評の学生を入れないよう文科系学部玄関内側の西入口に新しくバリケードを築き、ヘルメット・角材で武装して本館内に立てこもった。

これに対し、反帝学評の学生約 40 人は、午後 11 時半頃、本館を奪回するため建物に押し掛けたが、四者共闘側はこれを阻止して建物内に入れなかった。このため反帝学評は、法文系構内南門にバリケードを築き、25 日午前 6 時半頃ふたたび本館の占拠を目ざして、四者共闘のピケに突っ込んだ。最初反帝学評はヘルメットのみで角材は持っていなかったが、のちには角材・鉄棒等を用い、四者共闘側も角材で応酬したため乱闘となり、双方で負傷者 20 人以上を出し、玄関付近のガラスが多数破損するという事態になった。乱闘は約 1 時間で終わったが、以後 1 日中両者のマイクによる演説やデモ等が行

われ、小さなトラブルが繰り返された。その後、午前 10 時過ぎになって四者共闘はバリケードを撤去して法文系構内から引き揚げたため、騒ぎはようやくおさまった。

中村幸彦文学部長はこの乱闘事件の責任をとって辞意を表明し、30 日の教授会において承認された。この文学部の乱闘事件は、それまでの四者共闘と反民青系学生との対立をさらに激化させ、機体引き降ろし作業を実施すればふたたび乱闘となることがいっそう明らかとなり、機体引き降ろしに著しい悪影響を及ぼすことになった。

四者共闘が角材を持って暴力を行使したのはこれがはじめてのことであった。四者共闘を構成していた生協労組は事件後、四者共闘の名で角材・ヘルメットを使って武闘することについて、学友会や教職員組合からまったく連絡がなかったと述べ、学内問題を暴力で解決しようという態度は認められないとして、四者共闘を脱退した。生協労組は、それまで墜落機体問題についても、四者共闘と引き降ろし阻止派の中間的立場にあり、実質的には四者共闘としての活動は行っていなかったが、学友会や教職員組合が文学部自治会執行部に対して公然と角材を使用したことによって、四者共闘からの脱退を決定したのであった。これによって、四者共闘は実質的に三者共闘となったが、学友会や教職員組合は、「四者」の名前を使用することを内部的に確認し、これ以後も四者共闘の名前を使い続けた。

仮設センター計画の動向

大型計算機センターの仮設は、9 月 3 日の評議会で承認され、仮設場所については記念講堂等が検討されていたが、記念講堂に設置するには難点があったため、理科系 4 学部長の協議にもとづいて基地対策委員会で検討した結果、工学部本館会議室または理学部会議室が適当であるとの結論を得、10 月 29 日の評議会において工学部会議室に設置することが決定された。

水野総長は、計算機の仮設場所が決定されて以後、11 月 9 日の評議会まで

に 2 度文部省に赴いて交渉し、また、北川計算機委員会委員長も別途具体案を提示して折衝を行ったが、文部省は機体問題が解決しない段階では仮設を認めることができないとの態度を変えなかった。文部省によれば、計算機センターの建物の新設は、もともと九大に大型計算機を設置できる建物がないという理由で認められたものであり、建物と計算機とは不可分のものとして考えるべきである。したがって仮設については、機体が引き降ろされたのち、建物を再建するまでの間であれば検討し得るが、機体が降りていない現在の段階では認めることはできないというものであった。そして、11 月いっぱいの大蔵省との予算折衝期限中に機体引き降ろしのメドがつかなければ、休業補償をこれ以上累積させることはできないので、建物の工事契約も解除しなければならなくなるであろうと述べ、ぜひとも機体引き降ろしに努力してほしいと要請した。

（5）全学集会の提案と中止

全学集会の提案

10 月 14 日に設けられた実行連絡委員会は、11 月 6 日の委員会において、10 月 18 日以来 10 回にわたって行われた会議の結果を集約し、「機体の早期引降ろしを可能にする前提条件として、学内多数のこの問題に関する関心と大学の方針に対する結束を今一度もり上げるための最後の努力として」、総長の出席する説明会を開催して、総長みずから大学の窮状を訴え、今後の諸方針を具体的に説明するという方針案をまとめた。

この方針案は、9 月以降の各学部、教養部での学生との話し合いの結果、一部の反対者を除いて、大部分の学生は条件付きではあるが、大学の方針に賛成し、機体引き降ろしの気運は盛り上がっていたが、その後、9 月末の期末試験、10 月末の文学部封鎖をめぐる四者共闘と反民青系の衝突等のため 1 か月前後の空白が生じ、学内の機体引き降ろしムードも冷えかかっていたた

め、これから機体引き降ろしにかかるにはもう一度全学の意思を固める必要があるということから提案されたものであった。

この案は、8 日の基地対策委員会と実行連絡委員会との合同会議対策委員会を経て、翌 9 日の評議会において審議され、集会を行うことの是非、集会の方式等について、各部局の教授会に諮ることになった。集会の方式としては、全学を理科系地区、文科系地区、教養部地区および医学部地区の 4 ブロックに分け、それぞれ 3 時間の説明会を行い、各集会に 1 時間ずつ総長が出席して所信を表明するという案と、全学集会方式で一度に行うという案の 2 案があったが、16 日の評議会において、集会の方式は全学一堂方式とし、11 月 25 日午後 2 時から、記念講堂において開催するという案が最終的に決定された。こうして大学は、11 月中旬から各学部ごとに意見の集約を試みることになったのである。8 月 2 日の準備作業中止後の 8 月上旬、夏休み明けの 9 月から 10 月の意思集約の努力についで、3 度目の試みであった。

全学集会の延期

11 月 18 日、奥田学生部長が、学友会と教職員組合に対して、11 月 25 日の全学集会の開催について協力を依頼した。しかし学友会は回答を保留し、同日の臨時代議員総会において、大学提案の全学集会を拒否することを決定し、かわって各学部自治会・教職組の代表と部局長による全学協議会を設置し、集会開催・機体管理等の問題を協議するように大学側に申し入れた。これまで一貫して大学側の方針を支持していた学友会が、大学側の意に反して、全学集会を拒否したのである。

11 月 14 日には、経済学部で臨時学生大会が開かれ、自治会役員の主力が民青系から反民青系に代わった。翌 15 日には、法学部の学生大会が開かれた。同学部自治会の執行部は民青系の勢力が強く、それまで大学側の引き降ろし方針を認めていたため、引き降ろしを主な内容とする執行部提案は、当然承認されるとみられていた。しかし、この日の学生大会の採決の結果は、

賛成 93・反対 77・保留 20・棄権 8 で、賛成が過半数に達せず、議案は不承認となった。このように、当時の九州大学では反民青系の勢力が大きく伸長し、反民青系の勢力は民青系にきわめて接近していた。

19 日には、反民青系の文・教育・経済・教養の 4 学部自治会学生と基地対策委員等との話し合いが持たれた。席上学生側は、①全学集会は 11 月 27 日以降にせよ、②7 月 9 日評議会決定の白紙撤回と大学の自己批判を求める、③集会は全学討論集会とする、④主催は 4 学部自治会とする、⑤以上の条件による全学集会にしたいので 11 月 26 日にそのための予備交渉を行いたいとの申し入れを行った。しかし、基地対策委員会常任委員会は、このような前提条件をもった交渉は予備折衝とは考えられず、予備交渉を開けば反民青系学生による評議会に対する大衆団交になることは明らかであり、また反民青系だけとの予備交渉は全学集会のための話し合いとしての意味がないので応じるべきでないとして拒否することになった。こうしたことから、22 日の評議会では、25 日に予定していた全学集会を延期することを決定し、全学集会の開催については、学友会および反民青系学部自治会と予備折衝を行い、全学集会に対する主張を調整するように申し入れることを決定した。

この間、11 月 20 日には、水野総長は北川計算機委員会委員長とともに文部省に赴き、計算機問題を中心に 3 回目の折衝を行い、11 月に入って続発した米軍機の小郡での墜落事故や沖縄嘉手納基地における爆撃機の事故によって、機体引き降ろし阻止派が態度をいっそう硬化させており、機体の引き降ろしはますます困難になっていることを説明し、センター仮設の希望を強く訴えた。しかし文部省は、機体引き降ろしの見通しがつかない現段階では仮設を認めることができないので、機体引き降ろしに努力してほしいとの態度を変えなかった。

予備折衝

11 月 25 日、基地対策委員会常任委員は、反民青系の 4 学部自治会（文・

教育・経済・教養）および医学部自治会の学生約 40 人と、全学集会の予備折衝のための予備折衝ともいうべき話し合いを行った。学生側は、全学集会の予備折衝として、7 月 9 日評議会決定の白紙撤回を前提とする「大衆団交」を 26 日に開催することを要求したのに対し、大学側は 7・9 評議会決定の白紙撤回を前提とする大衆団交予備折衝は受け入れられないとして、物別れに終わった。

27 日の基地対策委員会は、四者共闘からの、①各学部自治会・教職員組合単位組織の代表等と部局長とによる全学集会準備会をつくれ、②12 月 2 日の対策委員会主催のデモにさきだち全学集会を開け、という申し入れについて協議した結果、この申し出は受け入れないことを決定し、28 日の基地対策委員と四者共闘学生職員約 90 人との予備折衝において、大学が計画している全学集会は、大学の方針を説明し、学内の協力を求めるためのものであること、さらに自治会の意見を調整しない限り、学生の要求するような全学集会は開けないことを伝えた。

これに対し四者共闘は、大学主催の全学集会は学生自治の侵害であると反論、さらに大学が 7 月 9 日の評議会で確認した 4 項目を発展させた新たな 4 項目を文書で確認するように要求した。その 4 項目とは、①機体引き降ろしは後退ではなく、研究者の要求を統一するため妨害物をとりのぞくものであり、機体の場所をうつして闘いを継続するものである、②当然一方的な機体撤収には協力できず、強制撤収には、全学の自治組織とともに闘う、③闘う立場であるから、機体撤収をセンター再建の条件としてもちだしてくる切りくずしには絶対屈しない、④これらの立場から、機体処理問題に関しては、学友会と全単位自治会、九院協と各単位院協、九大教職組と各単組、生協労組等の代表および全部局長からなる「機体管理委員会」で前もって協議し、最低 1 週間にわたるクラス・研究室・職場討議、学生大会などの期間をふまえ、全学の自治組織の過半数の同意でもって対処する、というものであった。大学側は、4 項目の文書確認は評議会に諮らねばならないとして回答を保留

したが、この予備折衝は午後 5 時半から翌朝にかけて 15 時間にわたって行われた。

12 月 2 日、四者共闘から申し入れを受けた 4 項目の文書確認について各学部教授会で検討が行われ、5 日の基地対策委員会を経て、翌 6 日の評議会において四者共闘との文書確認には応じないことを決定した。また、④については、四者共闘とも反対派 5 自治会とも話し合いをしていく、話し合いがつかない場合は、全学集会は開けないから、①～④について、大学の方針を周知させるため「本学の基本的態度」という総長声明を発表し、これを四者共闘に手交することが決定された。

12 月 10 日午後の評議会では、懸案の「本学の基本的態度について」の総長声明を決定、配布することになった。また、14 日に全学集会を開催して大学側の基本的態度を説明し、学生等の質問に答えて学内の意志の統一を行い、来週中に教官のみの手による自主・平和・公開の 3 原則にもとづく引き降ろし作業にかかり、年内に作業を終了するという方針を決定した。

全学集会の中止

評議会終了後、評議員は手分けしてただちに四者共闘約 25 人、反民青系学生約 30 人とそれぞれ別に会合をもち、大学の方針を説明して協力を求めた。しかし四者共闘は、12 月 14 日の全学集会は学内の自治組織を無視するものであるとして即答をさけ、米軍機体の管理について評議会と教職員・学生を交えた連絡会議を設けることを主張し、12 日午後にその第 1 回の話し合いを開いて、その席上で全学集会開催の件を回答すると述べた。反民青系学生団体は、参加していない自治会があったため、12 日夕刻にあらためて、①7・9 評議会決定の白紙撤回・自己批判を行う、②機体の引き渡し拒否・安保破棄声明を出す、③学生処分をしない、④以上を全学討論集会において決定する、の 3 点について話し合うことを主張した。

両者との会合後、評議会が再開され、14 日の午後に全学集会を開催できな

い場合でも、文書「機体処理に関する本学の基本的態度について―学内の疑問に答える」を配布できるようにするため各教授会で検討すること、また四者共闘・反民青系学生団体との 12 日の会合は、両者の希望どおりに行うこと等を確認した。11 日には各学部の教授会で、評議会から提案された文案の討議が行われ、翌 12 日午前中には基地対策委員会で各学部教授会の意向の集約が行われた。

12 日に開かれた四者共闘との機体管理に関する連絡会議では、四者共闘は、14 日の全学集会については、なお回答を保留しつつも、否定的意見を述べた。また、同日午後 6 時過ぎから、反民青系自治会（文・教育・経済・医の各自治会、教養部は欠席）および反民青系学生団体（反戦青年委、べ平連等）約 50 人と総長以下評議員 15 人との話し合いが行われた。交渉は翌日の午前 5 時まで、11 時間にわたった。席上、学生は、7 月 9 日評議会決定の白紙撤回がなければ全学集会には応じることができないと主張し、もし全学集会を開けば粉砕すると表明した。交渉は「学生の意思をいかに反映させるか」の大学自治論にまで発展し、大学側も学生参加を認めた新しい自治づくりを約束した。そして学生側は残された問題があるとして、17 日の夕刻からこのような話し合いをもつことを主張し、大学もこれに応じることを約束した。

12 日の話し合いをうけて開かれた翌 13 日の評議会は、14 日の大学主催の全学集会について検討し、四者共闘は昨日午後の段階では「反対」の態度であり、4 学部自治会も昨夜の話し合いで「粉砕する」と表明したので、開催しないこととし、大学の方針に関する説明文書（総長声明）「機体処理に関する本学の基本的態度について―学内の疑問に答える」を決定し、翌 14 日これを全学に配布した（資料編Ⅱ－498、pp.527-530）。反対派の強い抵抗のため、流血の事態をおそれた大学は全学集会の開催をあきらめ、この文書提案に切り替えて全学の意思統一をはかろうとしたのである。

このように、九州大学があくまで話し合いにこだわったのは、東大紛争を教訓としていたからであった。機動隊の導入による正常化が紛争の解決にな

らないばかりか、かえって紛争を拡大させたという東京大学の状況を教訓としながら、九州大学はなんとか打開策を見いだそうと、四者共闘や反民青系学生と話し合いを重ねたのであった。しかし、すでにこの頃には、大学と学生との対立は単に大型計算機センターを建設するために機体を引き降ろすかどうかという問題を超えて、大学運営のあり方、さらには大学における学問のあり方そのものが対立点となっていたのである。

第 2 節　機体引き降ろし事件

(1) 機体引き降ろし作業開始の決定

引き降ろし作業開始の決定

全学集会が開けないことが明らかになった 12 月中旬は、1 月 5 日の大型計算機レンタル開始予定日を控えて、契約をどのように処置するかぎりぎりの段階であった。

全学集会にかわる総長声明が配布された 12 月 14 日、基地対策委員会と実行連絡委員会・技術専門委員会との合同会議が開かれ、学内世論の結集、作業の方法、開始の時期等について話し合われた。翌 15 日に開かれた基地対策委員会は、前日の合同委員会の意見を集約し、実行連絡委員会および技術専門委員会の意向と方針をもとに機体引き降ろしの作業日程を決定し、17 日午後の評議会で検討された。

作業の方法は、学内の状況から見てクレーン車を入れる等の本格的な作業方法は不可能であるから、作業の妨害があった場合は中断して再開する等、長期柔軟方式に適したアセチレンガスを使って機体周辺の鋼材を切断していくというものであり、まず作業現場の整理のためじゃまになる松の木を切り倒し、つぎに突っ込んだ機体にからみついた工事用の鉄パイプをアセチレン

ガスで順次切断してワイヤーをかけて引き降ろし、最後に機体を煉瓦造の工学部旧ボイラー室に収容するというように、3 段階にわたって行われることになっていた。そして、この作業は教官だけで行うという方針が立てられていた。

これに対し、今回の作業は大きな混乱が予測されるのに大学は事を急ぎ過ぎているのではないか、教官に対する働きかけも不十分であり、学生に対する説得も十分ではない、作業はやらなければならないが、まだ情勢が熟していないのではないかという意見が出された。しかし種々審議がなされた結果、大学が作業をやってもやらなくても混乱がさけられない状況であるなら、この際大学は毅然たる態度で教官のみによる作業を開始すべきであるという結論に達し、各教授会に諮られることになった。

翌 18 日、各学部教授会において、年内機体引き降ろしについて審議が行われ、夜には基地対策委員会・実行連絡委員会・技術専門委員会の合同会議が行われた。19 日には昼前から夕刻にかけて、文科系・理科系・医科系・教養の 4 ブロックごとに、教官会議が開かれ、水野高明総長は各ブロックの会議に出席して、機体引き降ろしに関する協力を要請した。

12 月 20 日夕刻、評議会が開かれ、機体引き降ろし作業に関する日程・内容等を公表することになった。同日、「機体引降ろし作業についての公示」（資料編Ⅱ－499、pp.530-531）が出され、別に公表する 22 日以降の日に教官の手によって作業を開始する旨が宣言された。そして翌 21 日午後には基地対策委員会が開かれ、週明けの 23 日から作業を開始することが決定された。

12・21 団交

こうした状況のなかで、12 月 21 日午後 8 時前から、評議員約 20 人と反民青系 5 自治会代表および反民青系学生団体学生約 70 人との間に話し合いが開始された。ところが、大学側の態度を不満とする学生側は約 1 時間後、事務官と報道関係者を締め出し、会場の本部第一会議室に内側からカギをか

けて、机や椅子を積み上げて封鎖し、評議員を軟禁状態にして、引き降ろしを決めた 7・9 評議会決定の白紙撤回と公示の取り消しを迫った。学生は、評議員一人ひとりに意見を求めたため、大学側の足並みが乱れ、結局大学側は、①さきに 22 日以降作業を開始することを決定したこと、②新聞に作業日を 23 日とすることを広告したこと、③24 日にまた話し合いをもつこと、の 3 点についてあらめて教授会・評議会で討論することを約束した。

この話し合いが終了したのは翌 22 日の午前 11 時 40 分であり、話し合いの時間は 16 時間をこえた。この日、朝日・毎日・読売・西日本の 4 紙の朝刊に、「九州大学の教職員学生の皆さんへ」と題して、「米軍機の機体引降し作業の開始日は本月二十三日（月）とする」旨の広告が大学名で出されていたが、この作業開始を知らせる新聞広告が出て数時間で、方針は変更されたのであった。

12 月 23 日の評議会では、前日の反民青系学生との徹夜の話し合いに関して、各学部教授会の結論を集約し、作業公示については撤回しないこと、明 24 日から作業態勢に入ることを決定した。また、12 月 21～22 日の自由を拘束した「大衆団交」を非難するとともに、今後は、①学生側の参加人員は 30 人以内、②会場は第一会議室にする、③学生側の参加者は、正規の自治組織の代表とする、④発言は紳士的であること、など人数や方法等に条件を付すこととし、24 日の団交を約束した。

24 日午後 2 時、反戦学連（原子力潜水艦佐世保寄港阻止闘争のため反民青系自治会・反戦青年委員会・ベ平連によって新たに組織された合同組織）の学生約 50 人は、この日夜の大学と反民青系学生との「大衆団交」を大学が拒否することを知って総長室に押し掛け、総長室前で約 2 時間にわたって座り込んだ。大学はこれらの学生に対し、前日の評議会決定にもとづく「話し合い」に関する大学の態度を文書で手渡した。学生側はこの条件に反発し、以後、1 月 31 日の折衝まで大学と反民青系学生との公式折衝はもたれなかった。

反帝学評と革マル派の乱闘事件

このように、教官による引き降ろし作業実施にむけての話し合いがすすめられ、1224 日の引き降ろし作業の開始日を迎えたが、この日午後から 27 日までの 4 日間、反帝学評と革マル派との乱闘事件が発生し、引き降ろし作業は大きな影響を受けることになった。

反帝学評と革マル派は、7 月以来教養部自治会の執行部を一緒に握っていたが、その主導権争いから、8 月にも松原寮およびその周辺で乱闘事件を起こし、双方に負傷者を出すという騒ぎがあった。今回の反帝学評と革マル派の衝突は、早稲田大学でのリンチ事件が、東大駒場寮での両派の大規模な乱闘に発展し、この対立が九大にも持ち込まれたもので、教養部では 12 月 8 日深夜から 10 日にかけて両派の間に激しい乱闘があり、革マル派の学生数名が負傷するという事件が起こっていた。

革マル派は、この事件の決着をつけるため、12 月 24 日に、他大学の学生を含む約 50 人が箱崎地区に押し掛け、午後 3 時頃墜落現場前のバリケードに立てこもった。間もなく反帝学評約 50 人が押し掛け、バリケードの外側から投石等によって革マル派に攻撃をかけた。このため大衆団交の拒否に抗議して総長室前に座り込んでいた反戦学連の学生は全員バリケードに赴いて両派の仲裁に入り、あとから合流した中核派学生約 40 人とともにバリケード内に立てこもった。

このため、反帝学評と革マル派はいったん乱闘を中止して移動し、西鉄市内電車の線路をはさんで、反帝学評は文科系学部中門、革マル派は理学部通用門に対峙し、投石や竹ヤリ・鉄棒による乱闘によって激しい攻防を繰り返した。水野総長以下、教官・一般学生等も両派の乱闘の制止に努力したが、深夜になっても投石は止まず、この日の乱闘で教官 1 名ほか、両派の学生約 10 名が負傷した。

反帝学評と革マル派の対立は翌 25 日も終日教官団の制止を無視して続いた。大学は午後から対策委員会を開いて、各学部教官交代による乱闘防止を

決めた。しかし、反帝学評と革マル派の投石合戦は深夜になっても続き、同日夜には警戒していた西鉄電車の職員が顔に投石を受けて負傷し、翌 26 日午前 10 時過ぎには、投石によって市内電車の前面ガラスが割れて乗客 1 人が負傷した。このため、それまで学内への立ち入りを控えていた福岡県警も、11 時過ぎには、大学側の意志にかかわらず独自の判断で学内に立ち入ると発表した。しかし同じ頃、間に入った教官団の制止もあって両派は投石を中止した。両派の対立は、翌 27 日も午前中まで続いたが、投石はほとんどなくなり、マイクによる演説の応酬のみとなった。その後、理学部教官団の説得もあって革マル派は帰り仕度をはじめた。

一方、この日午後 2 時過ぎには、反戦学連と中核派の学生約 50 人が、前夜四者共闘が本部占拠を警戒して第二会議室に布団を持ちこんで泊り込んだことに抗議して奥田八二（はちじ）学生部長等を追及し、会議室内にあった四者共闘のヘルメットを持って立ち去ろうとした。このため、本部前で集会していた学友会中心の四者共闘の学生約 100 人との間に激しい乱闘が起こり、反戦学連と中核派の学生はバリケード内に押し返された。その後、四者共闘の学生は一般学生・職員等も加わって約 1000 人近くに膨れ上がり、ちょうど理学部教官団の説得もあって帰り仕度をしていた革マル派約 50 人のところに押し掛けた。革マル派は学内デモを繰り返したのち、午後 4 時過ぎ学外に去った。これによって、反帝学評も文科系学部中門から教室に帰り、24 日からまる 3 日間続いた両派の対立もようやく終息した。その後、27 日夕刻から夜にかけて、四者共闘とバリケード内の反戦学連、中核派との間でデモ等によるトラブルが続き、反戦学連系学生は夜おそくまで学生部長等に対して、四者共闘系学生の会議室泊り込みに抗議を続けた。

引き降ろし作業の開始

12 月 24 日に行われる予定であった引き降ろし作業は、同日午後に起こった反帝学評と革マル派との乱闘事件によって中止されたが、翌 25 日午後に

は、井上正治法学部長等がバリケード内の中核派・反戦学連学生に対して、引き降ろし作業の開始を通告し、26 日には工学部ボイラー室に機体保管庫の看板が掲げられた。そして、反帝学評と革マル派の乱闘が小康状態になった 27 日午前 10 時 30 分から、機体引き降ろし作業班の教官約 30 人は大型計算機センター裏側のトタン塀を約 6m にわたって取り壊し、中の石材等を運び出した。これに気付いた中核派等の学生約 25 人との間に激しい議論がかわされたが、学生は壊された塀をバリケード等によって補強した。

翌 28 日午前中、教官の作業班約 60 人は 3 班に分かれて現場に出たが、中核派・反戦学連系の学生にはばまれて作業に着手できず、学生との討論に終始した。同日基地対策委員会が開かれ、年末年始も休みを返上して作業を行うことを決定し、12 月 29 日から 1 月 3 日までの作業班の編成等について協議が行われた。29 日午前中、作業班約 30 人が現場に赴いたところ、中核派学生 10～15 人に会い作業ができず討論に入った。30 日午前中にも、作業班約 30 人と中核派約 10 人との間に昨日に続いて討論があり、工学部の教官が中核派の学生から殴られる事件が起こった。31 日も作業班は 20 人ずつ 2 手に分かれて作業着手の機会をうかがったが、学生の妨害に会い、結局討論をしただけで終わった。

この間、問田直幹（といだなおき）計算機センター復旧委員長は、正月明けに始まる新年度予算の復活折衝で仮設センターの設置を認めてもらうため、12 月 27 日に文部省を訪れた。それまで水野総長や北川敏男計算機委員会委員長によるたび重なる交渉によっても認められなかった仮設センター案は、このとき機体の引き降ろしを条件にようやく認められたのである。

(2) 機体引き降ろし事件の発生

機体の引き降ろし

1969（昭和 44）年 1 月、年末からの暖冬は、年明けとともに厳しい寒さ

に一転した。バリケード内は、年末に起きた激しいセクト争いから、革マル派と反帝学評が姿を消し、中核派等十数人だけになった。大学側は、評議会の決定通り、元日も正午前から教官約 40 人の作業班が出て作業にあたった。しかし、墜落現場前南側のトタン塀の一部を除去したところ、反対派学生がこれを復旧し、この復旧をめぐって教官と学生との間に激しい議論が行われた。2 日午後には教官約 30 人が反対派学生 7～8 人と話し合ったが物別れとなった。3 日も教官は 5～8 人ずつ、5 回にわたって 1 時間おきに現場を見回ったが、反対派学生はこれにつき従い、作業は実施できなかった。4 日も教官は、午前中から 15 人から 30 人ずつ数回にわたって現場に出たが、反対派学生は 5～10 人が鉄棒をもって作業を阻止した。

しかし、その夜の 5 日午前 2 時頃、大型計算機センターの墜落機が何者かの手によって地上に引き降ろされるという事件が起こった。事件を目撃した理学部中門の警務員の報告によると、5 日午前 1 時 50 分頃、理学部食堂の方角から黄色いヘルメットを被り顔をタオルで覆った 4～5 人の男が角材で警務員を脅して中門を開けさせ、外に待ち伏せていた作業員風の 14～15 人が、2 台のトラックの 1 台からブルドーザーを降ろして大学構内に侵入し、墜落現場に赴いて機体にワイヤーロープを掛け、ブルドーザーで引かせて一気に引き落としたということであった。この間どこから現れたのか作業にあたった人数は 50 人くらいになっており、この内半数は角材で武装していた。午前 2 時 10 分頃、作業が終わると入ってきた時と同じく中門から引きあげ、外に待機していたトラックにブルドーザーを積んで貝塚方面へ走り去った。この夜、バリケード内の学生は 6～7 人しかおらず、侵入者に追い払われて手も足も出なかったということであった。

連絡を受けた水野総長らは本部の貴賓室に集合し、午前 5 時から常任対策委員会を開いた。しかし、反対派学生の妨害をさけるため医学部に場所を移し、午前 7 時から医学部附属病院会議室で基地対策委員会を開いた。この間、水野総長は 6 時半過ぎに医学部構内で記者会見を行い、今日の引き降ろしは

まったく予期しなかったことであると、大学との関係を否定しながらも、引き降ろしの方法が大学の方針と異なっていたことは遺憾であるが、過去 7 か月間大学が努力を続けてきて果たし得なかったことを結果的には果たしたことに対し、非難する気持ちにはなれないと述べた（資料編Ⅱ－500、pp. 531）。

基地対策委員会終了後、午前 10 時から評議会を開いて対策を協議したが、反対派学生が評議会の会場を捜しまわっているとの情報を得たため、国鉄博多駅構内のホテル・ニューハカタに移動して評議会が続けられた。この席において水野総長は、基本方針を実現できなかったためこのような事態を惹起したことに責任を感じるとして、辞意を表明した。

文部省には、大学関係者からいち早く連絡が入った。年明けの新年度予算の復活折衝は、例年は 5 日から行われるのであるが、この年はたまたま 5 日が日曜日のため 6 日から始まった。したがって、九州大学が計算機のレンタル料を確保するためには、どうしても 5 日までに何らかの手だてを講じなければならないという状況におかれていたのである。

評議員の軟禁事件

機体が引き降ろされた直後の学内は、さまざまな情報が飛び交い、騒然となった。阻止派の学生は、引き降ろしは大学側と四者共闘が仕組んだ策動であると激昂し、総長との面会を求めて学内を捜しまわった。1 月 5 日午後 2 時、中核派 15 人・反戦学連 25 人が総長との面会を要求して学生部長室へ押し掛け、居合わせた奥田八二学生部長・小林靖之学生課長を軟禁した。そして、①我々は、7・9 白紙撤回、機体引き渡し拒否、一切の処分粉砕の 3 前提を強力に推進する、②機体の管理資格は大学当局・四者共闘にはない、③バリケード闘争を強化する、④当局の責任追及、3 前提貫徹のため大衆団交をかちとる、⑤全学スト・全学封鎖も辞さぬ、期末試験・入試も保証せぬ、との趣旨の主張を廊下に張り出した。

午後 4 時半、学生部長室を占拠していた学生の要求に応じて、問田直幹医

学部長・水波朗法学部評議員が状況を説明するため派遣されたが、両者は学生部長とともに軟禁状態となった。午後 12 時近くになり、問田医学部長は医師の診断により入院し、また水波評議員も自宅静養の要ありとして学生部長室を出たが、代わりに木下悦二経済学部長、石井次郎教育学部評議員が軟禁状態となった。

翌 6 日午前 10 時半、石井評議員は静養の要ありとして退室した。午後 1 時には、木下経済学部長と奥田学生部長が退室し、かわりに池田數好教育学部評議員と正田誠一経済学部評議員が学生部長室に入って軟禁状態となった。夜に入り大学側は部局長会議を開いて、評議員軟禁問題について協議し、その夜は交代委員を送らないことを決めた。午後 11 時前、軟禁中の正田評議員は医師の診断により入院し、池田評議員が残った。

7 日朝 8 時から各学部で、池田評議員軟禁問題に関する教官会議が開かれ、各部局より選ばれた交渉委員約 20 名が軟禁を続けている学生と交渉することになった。交渉委員が反戦学連・中核派とそれぞれ交渉した結果、反戦学連は午後 0 時 30 分に今後独自に大学に対して団交を要求するとして、「変則団交」を中止し、中核派も午後 5 時になって、あらためて 1 月 9 日に教養部自治会として大学に大衆団交を要求すると宣言して、軟禁を解いた。中核派は前年 12 月 21 日の代議員会において、それまでの反帝学評と革マル派にかわって教養部自治会の仮執行部を掌握していたのである。

(3) 調査委員会の設置と総長辞任

調査委員会の発足

こうした学生側の激しい突き上げに対し、1 月 5 日夜には、事件を究明するための調査委員会が設置され、井上正治法学部長が委員長に就任し、西海枝（さいかち）東雄（はるお）薬学部教授・川口武彦教養部教授の両評議員が委員に選出された。調査委員会は、その後 1 月 31 日の評議会で、強化拡大することが決定され、文

科系から 1 名、理科系から 1 名、理科系研究所から 1 名の 3 名を加えることとし、内藤莞爾文学部教授・黒田迪夫（みちお）農学部教授・熊井豊二応用力学研究所所長が選出された。

1 月 8 日、各学部教授会で 1・5 機体引き降ろし事件に関する大学の態度について協議が行われたのに続いて、同夜の評議会において 1・5 事件に関する大学の態度を声明として発表する件について討議され、基地対策委員会常任委員会で文案をまとめることになった。

1 月 16 日には午後 2 時半から 7 時過ぎまで、教養部学生会館大ホールにおいて教養部と同自治会との共催で、米軍機体問題に関する教養部学生討論集会が開催された。大学側から総長代理として井上法学部長以下評議員 8 名が出席し、学生約 1000 人が参加した。議題は、①1・5 事件について、②7・9 評議会決定について、③水野総長の辞意について、④今後の機体管理について、であったが、主に①と③について激しい討論がかわされた。しかし、学生内部のセクト争いもあって、明確な学生側の方針は打ち出されなかった。2 日後の 18 日午後、教養部代議員会が開かれ、僅差で民青系が中核派の仮執行部を破り、執行部の交替が行われた。ただし、民青系も過半数を制せず、仮執行部に留まった。

22 日には反戦学連・中核派の学生約 30 人が評議会との大衆団交を要求し、問田医学部長と原教育学部長は、①水野総長辞任の理由、②機体保管問題、③大型計算機センター仮設問題等について、「大衆団交」を評議会に申し入れたいという文学部・教育学部・経済学部 3 自治会の申し入れを評議会に取り継ぎ、翌 23 日午後 2 時までに回答するという 3 自治会あての確約書に署名した。そして 23 日には、前夜の話し合いにもとづいて、午後 5 時半から学生部長室において、鬼頭英一文学部長と教育学部・経済学部の評議員の 3 人が、文学部・教育学部・経済学部の自治会を中心とする 10～20 人の学生との話し合いをもったが、学生側は評議員との大衆団交を水野総長の辞任を認める前に実施せよと迫ったため平行線が続いた。

水野総長の辞任

水野総長は機体引き降ろし事件直後の 1 月 5 日の評議会で辞意を表明していたが、1 月 21 日の同窓会館で開催された協議会において再度辞意の表明を行い、23 日の協議会で正式に辞任が了承された。そして同日午後 11 時 40 分から、井上法学部長・問田医学部長・藤野博歯学部長・清水浩工学部長の 4 学部長が同窓会館で総長辞任の記者会見を行ったが、この時学生部長室で鬼頭文学部長はじめ 3 人の評議員に、総長の辞任を認める前に大衆団交を実施するように迫っていた学生達は、総長辞任の記者会見が行われることを知ると急遽医学部構内の同窓会館に駆けつけた。そして、記者会見後現場に残っていた法・医・歯・工の 4 学部長を取り囲んで、24 日午前 3 時まで軟禁状態のまま話し合いが行われたが、結局物別れに終わった。

水野総長辞任後の総長事務取扱については、24 日の学部長会議において、先任学部長を総長事務取扱とすることになった。しかし先任学部長の藤野博歯学部長は、健康上の理由によって総長事務取扱に就任することを辞退したため、次の先任学部長である原俊之教育学部長を総長事務取扱に選出した。原教育学部長は、総長事務取扱を引き受けるにあたって、これは現行の総長選考基準により 1 か月以内に総長選挙を実施するという前提のもとに引き受けたものであり、現行基準で総長選挙ができないとかその他事態の変化がある場合は、その時点で改めて考え直すということを確認してほしいと要望し、評議会はこれを了承した。1 月 31 日、水野総長の辞任が閣議において承認され、原教育学部長が総長事務取扱として発令された。水野総長は、1967（昭和 42）年 11 月に就任して以来、任期 4 年のうち 1 年 2 か月で退くことになったのである。

機体引き降ろし事件の報道

こうしたなかで、1 月 30 日の『朝日新聞』朝刊に、1 月 5 日の機体引き降ろし事件の記事が、作業中の写真とともに第 1 面および社会面に大きく報道

された。記事によれば、引き降ろしを行ったのは福岡市の土建業者梅熊組で、12 月末から準備を始め、作業には 42 人が参加したということであった。また、梅熊組の代表者は、引き降ろしは大学関係者の依頼によって行ったと述べ、事件に九州大学の関係者が関わっていたことを明らかにした。

このため、四者共闘は学友会を通じて緊急団交の申し入れを行い、午後 1 時頃から原教育学部長と奥田学生部長が学友会の代表と話し合った。文学部・教育学部・経済学部・医学部の反民青系 4 学部自治会も、午後 3 時から「大衆団交」を申し入れ、医学部構内で原教育学部長と井上法学部長を取り囲み、そのまま午後 4 時から医学部会議室で両学部長と学生約 70 人との話し合いが行われた。この結果、翌 31 日夕刻から評議会との「団交」を行い、2 月 6 日に機体引き降ろしの調査委員会から、調査結果について報告を受けるとの約束が行われた。

翌 31 日は午後 3 時から、四者共闘系の学生・職員約 70 人と評議員 15 人が第一会議室で「大衆団交」などについて話し合いをもち、2 月 4 日午後 1 時から記念講堂で「大衆団交」を開くことを認め、この「団交」の予備折衝のため 2 月 3 日に再度話し合うことを約束した。

また同日 5 時半からは、前日の約束に従って、文・教育・経済・医の反民青系 4 学部自治会を中心とする学生約 100 人との話し合いが深夜 12 時近くまで行われ、大学側は、①1・5 事件について学内者が関係していた場合には糾弾声明を出すこと、②団交の条件を緩め、近日中にできるだけ正規の自治組織代表と団交に応じることを約束した。この結果、大学側は昨年 12 月 24 日に出した団交に関する条件を撤廃し、事実上大衆団交を認めたのである。学内には米軍機の引き降ろしをめぐって、大学側の態度は不明朗だという声が強くなっており、大学側も学生に釈明する必要から、条件に合わない団交を開くところまで譲歩したのであった。

2 月 3 日には、前月 31 日の約束にもとづき、四者共闘代表 15～20 人と評議員 8 人との間に話し合いが持たれ、翌 4 日午後 1 時から 5 時まで、工学部

大講義室において学友会・院生協・教職組主催で開かれる「学生、教職員集会」に「大学側評議員が出席する」ことを確認した。

四者共闘との「団交」

四者共闘との「学生、教職員集会」(「団交」) が行われた 2 月 4 日は、沖縄のゼネスト統一行動にあたっていた。このため、各学部では前日の 3 日夕刻までに、沖縄ゼネスト統一行動に備えて学生大会が行われ、この結果、反民青系の文・教育・経済の 3 学部自治会はストライキ実施と教室・研究室の 1 日封鎖を決議し、民青系の法学部自治会はストライキ実施（封鎖については個人の自由）を決議した。また教養部自治会は、1 日ストライキ、本館封鎖をスト実行委員会に委ねる決定を行った。このため午後 5 時過ぎから、文科系学部（文・教育・経済）は一斉にバリケードによる教室・研究室の封鎖が行われ、教養部では深夜になって本館が 3 階まで封鎖された。

同日午後 2 時過ぎ、工学部大講義室において四者共闘系学生・教職員約 700 人と原総長事務取扱・井上調査委員長以下、評議員計 10 人が出席して、「学生、教職員集会」が開催された。井上調査委員長は、1・5 機体引き降ろし事件についての調査経過を報告し、梅熊組社長と長時間話し合ったが、工事を依頼した者が誰であるかは判らないこと、それが学内関係者である可能性はほとんどないこと等を説明した。これに対し学生側は、大学と無関係であるならば事務局の経理の公開をして、明確にすべきであると要求し、大学側はこの点について努力する旨の回答を行った。そして、機体管理の問題、学内民主化、東大入試問題に対する大学側の見解等について、さらにこのような公開の話し合いを続けることが両者の間で確認された。

医学部自治会との団交

2 月 6 日午後 6 時から、医学部自治会を中心とする反戦学連系自治会の学生約 100 人と原総長事務取扱および井上調査委員長はじめ調査委員会委員と

の間に話し合いが持たれ、1・5 機体引き降ろしに関する調査委員会の中間報告および医学部自治会が要求していた評議会との大衆団交の予備接渉が行われた。1 月 31 日に約束された反民青系 4 学部自治会と評議会との大衆団交の要求は、期末試験の関係もあって取り下げられたが、それにかわって医学部自治会が評議会に対して団交を要求してきた。大学側は単独の自治会の集会には出席しないと説得したが学生側は聞き入れず、結局学生部を通じて申し出るべきことを納得させて一応その話は終わった。

10 日の評議会では、医学部学生集会に評議会として代表を出席させることの是非について審議が行われ、結局、医学部教授会の要望に応じて、10 人の評議員が出席することを決定した。しかし、12 日に予定されていた医学部主催の学生集会は、北川理学部長および清水工学部長が出席しないため、両学部長が出席できるときにあらためて集会を持ちたいとの学生側の申し入れによって延期され、同日の医学部自治会学生と医学部教官・学生部長との予備折衝によって 18 日に延期された。しかし 18 日の学生集会も、自治会の申し出によって再度中止となり、26 日に行われることになった。こうして、26 日に医学部講堂で行われた医学部自治会と評議会との大衆団交では、1・5 機体引き降ろし問題、7・9 評議会決定問題等について大学側が鋭く追及されたが、1 学部との話し合いのため結論は得られないまま終わった。このように、機体の引き降ろし問題については、大学側は終始一貫無関係を主張し、学生側の追及もしりすぼみとなって、2 月 10 日過ぎから同月下旬にかけてのキャンパスは疲労と虚脱感で奇妙な静けさを取り戻していった。

調査委員会の報告

機体引き降ろし事件について調査を行っていた井上正治法学部長を委員長とする調査委員会は、事件から 3 か月後の 4 月 18 日の評議会に報告を行い、5 月 2 日の評議会で修正のうえ公表された。

調査報告書は、まず調査委員会の目的について、「いわゆる一・五事件が客

観的に本学の機関決定とみられてもやむを得ないものが関与していたかどうかを調査する」にあると述べ、12 月 22 日以降の大学側の機体引き降ろし作業、関係者から得た供述要旨、その他の調査について具体的に記したのち、引き降ろしに大学の公金を流用したか否かについてはその事実を否定し、引き降ろしについては、作業方法等から大学の専門家が関与したとは考えられないとしながらも、九大に関係のない者が費用を自ら負担して危険な作業を買って出るとも思えず、学外の第三者が行ったとも考えられないとして、「本学の誰かが一・五事件に関与していたのではないかという点については、その疑いは残る。しかし、調査委員会の調査の範囲では、それを証明することはできなかったので、この疑問も推測の域を出ない」と述べ、今後の処置として、「若干でも残る疑惑をはらすため、もし学内に一・五事件に関与した者がいるとするならば、自らすすんで申し出てくれるように各学部において対処される以外に方法はないように思われる」と結んでいた（資料編Ⅱ－504、pp.544- 548）。しかし、事態は後述する井上総長事務取扱不発令問題や大学立法問題のため激動し、この報告書が真剣に検討される余裕はすでになかった。

紛争が終結して 6 年後の、1975（昭和 50）年 6 月 26 日の『毎日新聞』夕刊に、「機体、私が引き降ろした」という見出しの記事が出た。記事は、井上正治元法学部長の話として、機体の引き降ろしは学内の数人の教官と極秘に計画した。引き降ろしは、機動隊導入によって解決しようとする学内外の動きに対し、自治権を奪われていく大学に残された最後の決断であった、と報じていた。4 日後の 30 日の『西日本新聞』夕刊には、「自らの手でジェット機を降ろし私は大学を去った」と題する井上元法学部長自身の手記が掲載された。

その後井上元法学部長は、1977 年 1 月から 101 回にわたって『読売新聞』に連載された「証言、今こそ明かそう―九大紛争―」において、「十二月の二十四、五日ごろに、総長室である人から『引き降ろす計画を立てている人が

いる』と耳打ちされた。計算機センターは建てなければいけない。かといって、機体を引き降ろすのに、警察力を要請するわけにもいかない。なんとしても大学自身の手で降ろす必要があった。だから、ひそかに引き降ろす話を聞いて、それならばよし、と承諾した」と語り、それ以上の具体的な事実については、「もっと詳しい人が他にいる」と述べて、自分自身が直接引き降ろしに関わったことを否定した。

また同じシリーズのなかで、引き降ろしを行った梅熊組に話を持ち込んだ一級建築士は、「工学部の某助教授に頼まれた」と語っており、当時の清水浩工学部長は、「引き降ろしのいきさつは全部知っている。しかし、真相を明かすのは、十年早い」と述べていたが、清水元工学部長は 1978 年 8 月に死亡した。

この引き降ろしの真相は長く不明であったが、折田悦郎・柴多一雄他編『聞き取り「九大紛争」―教官・学生の証言―』（科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果第 1 年度（平成 26 年度）報告書、2015 年 3 月）や、柴多・折田「井上正治氏聞き取り」（1987 年 11 月 13 日）等の証言、情報を総合すると、水野総長―清水工学部長のラインとその関係者が中心となって梅熊組への連絡等周到な準備を行い、1969 年 1 月 5 日の引き降ろしが敢行されたと考えてよいだろう。

大型計算機センターの仮設

水野総長は、機体が引き降ろされた直後の 1969（昭和 44）年 1 月 9 日に文部省を訪れ、坂田道太文部大臣に正式に計算機の仮設を要望した。これをうけて文部省は、翌 1970 年 4 月に本センターに移行することを条件としてセンター予算の復活要求を行い、同月 14 日、1969 年度レンタル料 1 億 5000 万円・運営費 2000 万円配分の内示があった。人員については 1968 年度の 18 名については認められたが、1969 年度分 19 名は見送られた。

計算機の仮設場所については、前年 10 月 29 日の評議会において工学部会

議室とすることに決定されていたが、その後、学内に置くのは計算機そのものにまで反対という方針にエスカレートしている過激派に襲撃される恐れがあるとして、市内薬院の九州電力旧総合研究所の建物にセンターを仮設することになった。

計算機委員会は 12 月 27 日に開設計画をまとめ、1 月 4 日に旧総合研究所の実地調査を行い、同月 19 日には九州電力とセンター仮設について交渉を行った。その結果、地下 1 階・地上 4 階・塔屋 5 階延べ 2254m^2 の建物のうち 1916m^2 を借用する内諾を得ることができた。同月 26 日には、九電・富士通・富士家電・竹中工務店・九大間の最初の打ち合わせが九電の福岡営業所で行われ、打ち合わせはさらに 27 日・28 日・29 日と連日開かれた。

建物の改装は 2 月 17 日に開始され、計算機システム一式の搬入は 2 月 28 日に完了した。しかし、28 日午後、九電から文書により計算機仮設工事の中止方の申し入れがあり、工事は中止された。北川計算機委員会委員長は急遽事情を説明し、また九電側からも意向の説明があって、双方は一応了解した。

計算機の仮設についての九電との契約は、前年 12 月以来交渉が進められてきたが、契約書の中に、①本センターの再建に着手する期日を銘記する、②仮設センター付近で学生が騒いで付近の住民に損害があった場合は大学が責任を持つ、という 2 つの条項を記載して欲しいとの九電側の要望をめぐって契約が遅延していた。しかし、この 2 つの条項については契約書に記載しないということで九電側が了承し、3 月 18 日に正式契約が取り交された。契約の期限は、1969 年 2 月 15 日より翌 1970 年 3 月 31 日まで、ただし本センター復旧の見込みがないと九電が判断したときは解除を申し出るというものであった。

計算機は仮設センターで 3 月 7 日に稼動を開始し、4 月 17 日には、「九州大学大型計算機センター設置準備委員会」、「西日本地区大型計算機利用協議会」および「計算機センター運営委員会」が仮設センターで開催され、報道関係者にも仮設センターの模様が公開された。

受益者負担問題

この時期には、大型計算機センター建設問題とならんで、生活協同組合や学生寮における受益者負担問題が大きな問題となっていた。1969（昭和 44）年 1 月 14 日夕刻には、生協の理事・学生等約 30 人が、昨年末から要求していた総長団交のため本部にデモを行い、奥田学生部長等と夜 10 時過ぎまで話し合ったが、結局物別れに終わった。同月 16 日には、井上法学部長と生協の理事・学生との話し合いがもたれ、22 日には総長代理として原教育学部長および問田医学部長・奥田学生部長と学生代表との交渉が行われた。

その後、4 月 25 日に井上総長事務取扱と奥田学生部長が水道光熱費負担について生協と交渉し、大学側は大蔵省管財局長通達にもとづく「受益者負担」の原則から、水道光熱費はあくまで生協側が負担すべきであると主張したが、6 月 12 日午後 2 時から翌 13 日午前 5 時まで行われた生協代表約 80 人と評議員約 10 人との徹夜団交の結果、大学側が譲歩し、評議員 11 人が、「受益者負担の方針を決めた三十三年二月十八日文部省通達の撤廃に努力する。評議会で撤廃が認められないときは評議員をやめる」との確認書に署名した。

受益者負担問題は、学生寮でも取り上げられ、1 月 21 日には、学生部・寮務委員と寮生代表との燃料問題の交渉が行われた。5 月 29 日には、寮生 50 人と評議員 16 人との間に「団交」が行われ、経費負担区分・寄宿舎規則撤廃等について深夜まで話し合われた。7 月 14 日には寄宿舎規則撤廃を要求する寮生と大学側の寮務委員会との「団交」が開かれ、寄宿舎規則を早急に撤廃するとの確認がなされた。

第 3 節　入学試験実施問題と井上総長事務取扱不発令問題

（1）入学試験実施問題

東京大学の入学試験中止

1968（昭和 43）年に全国的に拡大した大学紛争は、翌 1969 年になっても終息しなかった。東京大学では、全共闘と民青系学生との対立が続き、加藤一郎総長事務取扱が提案した全学集会も学生側の対立のため流会となり、年内の紛争収拾の見通しは立たなかった。このため、1968 年 12 月末、文部省は東京大学と東京教育大学 4 学部の 1969 年度入学試験の中止を内定し、年明けの 1 月 4 日の国立大学事務局長会議において、両大学の入試中止に備えて定員（約 4000 人）の振り分け受け入れを各大学に要請した。

東京大学と文部省との話し合いでは、1 月 15 日までに大部分の学部でストが解除され、封鎖が解かれる見通しがたてば入試実施について再協議を行うということになっていた。このため、東京大学では紛争の解決に向けて最後の努力を行い、1 月 10 日には、秩父宮ラグビー場において教職員約 1500 人・学生約 7500 人が参加して 7 学部集会が開かれ、このあと日本青年館で代表団交渉を行い、10 項目の確認書を作成した。これによって、医学部と文学部を除く 8 学部ではストが解除されたが、全共闘系の学生は機動隊の導入に備えて封鎖を強化し、封鎖を解除しようとする行動委員会系の学生と全共闘系学生との間に激しい衝突が続いた。このため 1 月 16 日、加藤総長事務取扱は機動隊の出動を要請し、同月 18 日から翌 19 日にかけて封鎖が解除された。封鎖解除後、東京大学は入学試験の実施について文部省と交渉を行ったが、今後の情勢の推移を見守りたいとする文部省との交渉はまとまらず、同月 20 日、東京大学の入学試験の中止が正式に決定された。

九州大学では、1 月 24 日の学部長会議において、文部省から要請のあった振り替え増募を受け入れるかどうかを協議し、教養部教授会の意向を尊重し

て、大学として正式に拒否することを決めた。文部省は東京大学の入学試験中止によって、九州大学に 100 人程度の増員募集を要請していたが、すでに教養部はいまでも専任教官が足りず、施設も狭くなっているうえ、約 300 人の留年生を抱えていて、これ以上学生をふやすことは出来ない、マスプロ化した教養部のあり方を抜本的に解決せず、東大入試中止の一時しのぎのために増員を要請する文部省の方針が納得できないとして、要請を拒否したものであった。文部省の増員要請は、九州大学だけでなく、京大・阪大・東北大などの各大学も軒並みに拒否を決定した。

入学試験が中止に追い込まれる危険性は、当時紛争を抱えていた大学すべてに共通するものであり、その点では九州大学もまったく例外ではなかった。したがって、東大の轍を踏んではならないというのが、当時の九州大学の一致した意見であり、水野高明総長辞任の後を受けた原俊之総長事務取扱を中心とする新執行部は、入学試験の完全実施が最大の使命となっていたのである。

大学本部の占拠

機体引き降ろし事件に対する反対派学生の追及も下火となった 2 月 27 日、午後 5 時過ぎから記念講堂において文学部・教育学部・経済学部・医学部の 4 学部自治会主催の「東大・日大全国学園斗争勝利労学市民連帯九州集会」が開催され、学生・一般人約 1000～1500 人が集まった。集会は夜 10 時過ぎに終了したが、中核派学生約 40 人と反戦学連系学生約 50 人は、総括集会後も本部付近でデモを繰り返し、午前 0 時 10 分頃、中核派学生は本部第一会議室で大学側と勤勉手当支給等について団交を行っていた教職員組合の組合員約 80 人に対し、室外から角材・丸太等で攻撃をかけた。大学側出席者はその直前に退室していたが、組合員は会議室に閉じ込められたため窓から梯子を使って脱出した。その後、中核派学生は本部各室の窓または鍵を破壊して建物の中に侵入し、室内の机・ロッカー等で入口階段、1 階窓側を完全

に封鎖した。

このため、午前 3 時 30 分頃から基地対策委員会常任委員会で対策を検討し、中核派に対して抗議するとともに封鎖の理由を質すことになり、井上正治法学部長と池田數好教育学部評議員が、中核派学生の代表 2 人と 2 時間以上にわたって話し合った。また、封鎖に反対する教職組、学友会系の学生、教職員と中核派・反戦学連系の学生との間に明け方近くまでトラブルが繰り返された。3 月 3 日からの 1969 年度の入学試験を目前にひかえ、大学側は必死の説得を続けたが、中核派は本部封鎖を解こうとしなかった。

28 日午前 9 時過ぎ、理学部大会議室において評議会が開かれ、本部封鎖に対する大学の態度を協議した。大学側交渉委員は本部を占拠をした中核派学生、および記念講堂に留まっていた反戦学連系学生と話し合ったが、学生側は、1・5 機体引き降ろし、あるいは 7・9 評議会決定等は、九州大学が体制的姿勢をとっているためであり、大学の体制を拒否するために封鎖という強硬手段に出たと説明した。

同日午後に再開された評議会は、入学試験を予定どおり行うことを確認するとともに、不慮の事態に備えて、学外でも試験が実施できる用意をすること、予備問題の準備を行うこと等を決定し、試験事務局を堅粕キャンパスの同窓会館に置いた。翌 3 月 1 日には入試事務の仮本部を箱崎キャンパスの応用力学研究所に移し、午後には入試問い合わせ専用電話を設置した。2 日は日曜日であったが、全教職員が出勤して、非常事態に備えた。こうして入学試験学力検査第 1 日目の 3 月 3 日を迎えたが、この日は封鎖中の本部建物からマイクによる声明がときおり聞こえただけで、第 1 日目の入学試験は無事に終了した。

教養部試験会場の占拠

しかし、3 日夜 9 時過ぎ、本部を封鎖していた中核派学生は 1 人残らず本部の建物から退去し、翌 4 日朝 7 時前、約 20 人の中核派学生が突然教養部

本館を封鎖した。このため教養部で実施される予定の法・経済両学部受験生の外国語試験は中止され、受験生はバスで学外の九州英数学館に移動して、午後の理科の試験だけを受験した。しかし、突然の封鎖のため、受験生の照合用顔写真を持ち出すことができず、午後 1 時から主として理科系学部の写真技術をもつ教官を動員して、受験生の写真を撮す作業にかかったが、教養部本館を封鎖した学生と交渉した結果、写真および受験票を取り返すことができ、なんとか試験を行うことができた。中止された外国語の試験は翌 5 日の午後、予備問題で実施することになった。

4 日午後の評議会は、5 日の入試対策と情勢分析を行い、法・経済両学部の入試以外は 5 日もそのまま実施し、法・経済両学部はふたたび英数学館で実施することを確認した。また、反民青系学生の入試妨害に備えて教養部の全教官と職員約 1700 人を動員して試験会場の警備にあたることになった。学友会など四者共闘の学生・教職員約 100 人は、4 日午後 3 時半から応用力学研究所の入試対策本部に押し掛け、中核派学生の教養部封鎖・入試妨害について原総長事務取扱と大衆団交を始めた。学友会の学生は、中核派学生に対する大学側の軟弱な姿勢に抗議し、学生・院生・教職員と提携して封鎖を排除するよう繰り返して要求した。その夜の評議会では、学生間の対立を強めるとしてあくまで教官による試験実施の姿勢をくずさないことを決めた。また、教養部試験場での受験生に対する陳謝声明、および再度封鎖を強行した一部学生に対する抗議声明を決定した。5 日の入試第 3 日目は午前中で試験が終了したが、法学部・経済学部の受験者は午後から予備問題による外国語の試験を受験した。

中核派の教養部本館占拠は入学試験終了後も続いた。このため、3 月 10 日には教養部で学生部参与会が開かれ、各学部 2 名の教官による教養部問題連絡委員会が設置された。13 日には教養部教職員が教養部本館前で全学教官抗議集会を開いて封鎖中の学生に抗議した。18 日には教養部の呼びかけで約 300 人の教養部学生が登校し、自治会主催の集会ののち、5 クラスに別れて

教官を交えてのクラス討論を行った。3 月 20 日、中核派は教養部で「全九州大学闘争勝利労学政治集会」を開催し、21 日朝までに教養部本館封鎖を解除して自主的に退去する方針を決定した。その結果、教養部を封鎖していた中核派の学生は 21 日、18 日ぶりに封鎖を解いて教養部を退去したのである。

（2）井上総長事務取扱不発令問題

井上総長事務取扱の選出

入学試験実施後の 3 月 5 日の学部長会議において、原俊之総長事務取扱は一身上の都合により辞意を表明し、翌 6 日医学部附属病院第二内科に入院した。3 月 11 日の評議会は、原総長事務取扱の辞任を了承し、後任の総長事務取扱は、前回同様「学長の代理を行う先任学部長についての申し合せ」を準用することを確認して、井上正治法学部長を総長事務取扱とすることを決定した。また、この総長事務取扱の任期は、総長選挙を現行基準によって実施するか、それとも現行基準を改正して実施するかのいずれかについて態度の決定をみるまでとすることが確認された。

しかし、翌 12 日に舟橋昭夫人事課長が発令手続をとるため、文部省に人事異動上申書を持参したところ、上申書は正式に「受理」されなかった。このため、山崎両三郎事務局長が上京して再度書類を提出したが、またしても受け付けられなかった。18 日の評議会では、文部省に上申書を受理させるべきであるとの結論に達し、翌 19 日に同上申書を文部省あてに郵送した。

一方、3 月 18 日には、井上教授の言動に関し、1 月 13 日 TBS「マスコミ Q」における発言および『サンデー毎日』2 月 2 日号に掲載された発言について、その事実の有無、事実とすればその内容等、また上記の言動が事実である場合に、これに対する大学当局の見解、大学当局としてこれまでにとった措置および今後とろうとする措置について調査のうえ、文書で回答を求める旨の文部省官房長名の 17 日付文書が送付されてきた。井上教授の TBS「マ

スコミ Q」における発言とは、テレビの番組のなかで、あなたの敵はだれかと問われたのに対し、私の敵は警察だと答えたというものであり、『サンデー毎日』の発言とは、このテレビ番組での発言についての取材に答えたものであった。

卒業式の中止

九州大学では、3 月 27 日の卒業式がせまっていたため、22 日の部局長会議において、卒業証書は総長事務取扱井上正治名義で用意し、発令がない場合は式当日には卒業証書を手渡さず後日追送すること、および式当日卒業生にその経緯を説明することを決定した。また、鬼頭英一文学部長・岡本正幹農学部長の両名を文部省に派遣して、文部省と協議することとした。

3 月 24 日、文部省に赴いた両学部長は、人事異動上申書は 22 日に受理されたことを確認し、従来の慣例によりただちに発令するよう請求するとともに、3 月 17 日付文書による井上法学部長の言動調査と発令との関連について質した。これに対し安嶋弥（ひさし）官房長は、回答が絶対必要条件ではないが関連はあると言い、さらに井上法学部長の『サンデー毎日』2 月 2 日号の記事と TBS の録音にある発言が事実かどうか、事実であれば発言の真意は何かを知りたいので、電話でもよいから井上法学部長の説明が欲しいと述べた。

3 月 25 日の評議会は、午後 1 時 45 分から夜 8 時半まで 7 時間にわたって審議が行われ、文部省からの照会文書に対し、「教授個人の学問思想の自由に関連する事項についての調査照会」には応じ得ないし、このような照会は「遺憾」である旨の回答を出すことを決定した。また、27 日の卒業証書授与式については、翌 26 日正午を期して文部省に電話で発令の有無を確認し、その時点で発令がなされていない場合は卒業証書授与式を中止し、これに代わる行事を各学部単位で行うこととした。

文部省への回答については、事実関係を知りたいだけで、調査は大学自治に介入するためのものではないという坂田道太文部大臣の発言をその通り受

け取って、紛糾を避けようとする意見もあったが、2 週間以上におよぶ発令遅延は、単なる形式上の問題ではなく、思想調査による政府の大学人事への介入であり、これを認めることは、全国の大学にとって文部省の干渉を許す前例となるとして、あくまで大学の自治にかかわる問題として受けとめられたのであった。当時は北海道大学においても、教育学部長選任に信任投票というかたちの学生参加を認めた選考方式がもとで、教育学部長の人事が宙に浮いており、この 2 つの事件は大学の自治に対する侵害として国会でも取り上げられた（資料編Ⅱ－505～507、pp.549-564。資料編Ⅱ－510、pp.566-577）。

翌 26 日正午、山崎事務局長は文部省に発令の有無を確かめたが、今のところ発令する意思はないとの回答を得たため、予定どおり卒業証書授与式は行わないこととし、卒業生に対し卒業証書授与式を中止するに至った経緯を説明する文書を掲示した（資料編Ⅱ－508、pp.564-565）。同日午後 1 時から市内渡辺通りの電気ホールにおいて恒例の卒業生送別会が行われた。会場には卒業生の 1 割強にあたる約 300 人しか集まらなかったが、井上法学部長は総長事務取扱の代理として挨拶に立ち、文部省の大学人事介入を激しく非難する挨拶を行った。

こうして、毎年 3 月 27 日に実施されてきた九州大学の卒業証書授与式は、文部省の総長事務取扱の不発令によって中止され、各学部ごとに卒業祝賀会が開かれることになった。翌 1970（昭和 45）年の卒業証書授与式は、前年 10 月の機動隊の導入によって封鎖が解除され、紛争は表面的には鎮静化したが、学内情勢が不安定であったため前年に従って中止された。以後、1976 年に復活されるまで、九州大学の卒業証書授与式は、7 年間にわたって中止されたままであった。

4・28 沖縄デーをめぐる動き

4 月 10 日に行われた 1969（昭和 44）年度入学式は、午前 9 時半の開式直後、反帝学評を中心とする反戦学連の学生約 30 人が、教職員の制止をふり

きり、記念講堂正面入口のガラス戸を破って式場に乱入した。このため井上法学部長の式辞は中断され、乱入した学生は演壇を占拠して討論集会を始めようとした。しかし、新入生の非難の喚声で学生の演説は打ち消され、さらに演壇に駆け上がった運動部学生と新入生がこれらの学生を演壇の外へ押し出したため、乱入した学生は約 40 分後に講堂外に退去し、式は再開された。

4 月 28 日は沖縄の返還を求める沖縄返還デーにあたっていた。文学部自治会は学生大会の決議にもとづき、4 月 25 日に文科系本館・講義室等をバリケード封鎖した。翌 26 日には午後 1 時から、学友会主催の福岡地区新入生合同歓迎集会が記念講堂において約 200 人を集めて開催された。しかし、反帝学評・反戦学連等の反民青系学生約 70 人は、同時刻に無許可のまま記念講堂で「沖縄返還決起集会」を強行しようとして、記念講堂前にヘルメットをかぶって集結し、学友会の学生約 60 人もヘルメットをかぶって対峙した。

教職員約 200 人は両派の衝突をさけるため記念講堂前階段に座り込んだが、その後 100 人程にふえた反民青系学生は教職員を押しのけて階段を昇った。学友会学生は、流血をさけるために会場を移すようにという井上法学部長の提案を受け入れ、午後 3 時過ぎ会場を移したため、記念講堂では反民青系学生による集会が開かれた。その後午後 4 時半頃、反民青系学生のうち反帝学評の学生約 40 人は角材をもって本部前に集まり、本部職員約 150 人の抵抗を排除して、本部建物をバリケード封鎖した。この時、学生と職員の間に乱闘があり、職員約 10 人が負傷した。この日は医学部地区においても医学部および同附属病院事務室のある事務本館が医学部ストライキ実行委員会の学生によって封鎖された。

27 日には、午後 3 時から福岡市役所前で「沖縄斗争勝利安保粉砕福岡県労学総決起集会」が開かれ、九州大学の反民青系各派 100～150 人を含む約 450 人が参加し、市内・板付基地デモを行った。翌 28 日正午過ぎ、本部職員約 200 人は本部建物を封鎖していた学生に対して抗議行動を行い、午後 2 時前に学生が学外デモに出かけると、本部職員によって本部建物の封鎖は解除さ

れた。医学部事務本館も同時刻に封鎖が解除された。文科系本館を封鎖していた反帝学評は、5 月 2 日に封鎖を解いて自主的に退去した。

不発令問題に対する対応

井上総長事務取扱の発令は卒業式中止後も行われなかった。このため 3 月 29 日には、法学部教授団は「『学長事務取扱』問題について事態の重大性を訴える」を発表し、このような調査を文部省が今回のようなかたちで行うことは不当であり違法でさえあると訴えた（資料編Ⅱ－509、pp.565-566）。

4 月 1 日の部局長会議では、卒業証書との関係があるので井上教授の遡及発令の可能性があるかどうか確認のため、鬼頭文学部長と岡本農学部長をふたたび文部省に派遣することを決定し、発令までは原俊之名義で井上法学部長が職務執行することを決定した。5 日、両学部長は文部省の安嶋官房長に会い、3 月 27 日まで発令が遡るか否かを確かめたところ、それはありえないことを確認した。これをうけて、11 日の部局長会議は、卒業証書を原俊之総長事務取扱名義で作成しなおすことを決定した。

5 月 6 日には法学部教授会が、「『学長事務取扱』問題について重ねて訴える」という文書（4 月 30 日付）を発表し、当面の課題として、①発令を自己目的化することに反対する、②発令問題の学長選挙への解消論に対して大きな疑問をもつ、③文部省に対し発令遅延の抗議をなし、文部大臣の責任を追及すべきである等を訴えた（資料編Ⅱ－511、pp.577-581）。同月 15 日には経済学部教授会も法学部教授会が発表した声明に同調し、井上法学部長の総長事務取扱不発令問題について、「発令の遅延を文部省に抗議すべきである」と声明を発表し、「発令問題を学長選で解消しようという考えには疑問をもつ」と述べて、発令遅延の理由、発言調査の根拠の 2 点について、文部省から文書による回答を求めるべきであると主張した。

5 月 9 日の学部長会議は、井上総長事務取扱の発令促進に関する文部大臣宛の要望書を発送することを決定すると同時に、学内に井上法学部長の総長

事務取扱不発令問題の経緯を発表することとした。

原俊之総長事務取扱名義の卒業証書は 5 月 28 日に完成し、31 日の部局長会議において、卒業生への発送は各学部長の責任において行うことを決定した。法学部教授会は 6 月 4 日午後の教授会で、「政府の大学人事介入に対し、大学自治のスジを通すぎりぎりの抵抗を示すためにも原学長事務取扱名の証書は発送しない」との態度を決定し、同月 10 日、192 人の法学部卒業生に、文部省に抗議する意志を示すひとつの方法として、卒業証書の発送を当分見合わせたいという文書を郵送した。これに対し 100 人以上の卒業生から法学部の態度を認める返事があり、発送を求めた卒業生は 1 人もいなかった。

第 4 節　大学立法問題と大学封鎖の拡大

（1）大学立法問題

大学立法問題

1968（昭和 43）年には大学紛争は全国の大学に拡大し、政府・自民党は激発する大学紛争に対処するため、大学制度の検討に着手し、首相の私設諮問機関として大学問題懇談会を設置するとともに、11 月 18 日には灘尾弘吉文部大臣が中央教育審議会（中教審）に当面する大学対策を諮問した。

1969 年 4 月 21 日、文部省は全国の大学長に対し、警察当局が緊急と認める場合は大学当局の了解を得ることを必ずしも必要としないという「大学内における正常な秩序の維持について」の次官通達を出して、警察の学内捜査に協力するよう大学に求めた。これは警官の学内立ち入りは学校の要請によるとする 1950 年 7 月 25 日付次官通達を棚上げにするものであったため、各大学はこの通達を強く批判し、九州大学も同月 25 日、「次官通達は学問、思想の自由を冒す恐れがある。九大は従来の慣例にもとづき大学の自主的判断

により対処すべきものと考える」との声明を発表した。

これよりさき、政府に「大学の運営に関する臨時措置法案」を立法化する動きのあることが報道されると、国立大学協会（国大協）は 1969 年 2 月 13 日に理事会および大学運営協議会の合同会議を開いて協議し、大学側としては伝えられる法案の内容や効果について多くの疑問があるとして、この旨を文部大臣・内閣官房長官さらに内閣総理大臣に申し入れた。文部省の大学法案第 1 次案が出たのは 4 月 26 日であり、文部大臣に紛争大学の閉校・廃校権を認めることを主な内容としていた。

中教審は 1969 年 4 月 30 日、「当面する大学教育改革の課題に対応するための方策について」を文部大臣に答申した。答申は、紛争処理のためにとるべき特別措置として、大学は意思決定と執行の権限を集中し、協力体制を乱す教職員は一時的に排除すること、また政府は大学管理者に必要な措置を勧告すること、6 か月以内の休校・一時閉鎖ができるようにすること、そして「不幸にして大学が実質的に崩壊状態となり、大学としての存在理由が失われるにいたると認められる場合には、政府は、第三者的機関の意見を聞いて、その最終的な処理のため必要な、適切な措置を講ずべきである」としていた。各大学はこうした一連の動きに強く反対し、九州大学も 5 月 2 日には、中教審の答申に対し「問題を性急に処理しようとして当面の大学教育の課題には応え得ない」という声明を発表し、中教審の答申とこれにもとづく立法化に反対する態度を表明した（資料編Ⅱ－516、pp.588-589）。

無期限スト突入

政府が大学法を制定しようとする動きが伝わると、全国の大学でこれに対する激しい反対運動が起こった。九州大学では、5 月 14 日に医学部自治会が学生大会を開いて、大学立法阻止、健康保険特例法延長阻止のため無期限ストライキを決議し、同日からストライキに入った。2 日後の 17 日には歯学部自治会が学生大会で、大学立法粉砕等のため 1 週間のストライキを決定し、

週明けの 19 日からストライキに入った。このストライキはその後継続され、事実上の無期限ストライキになった。20 日には文学部学生大会が無期限バリケードストライキを決議し、即日文学部事務室・研究室等を封鎖した。翌 21 日には理学部で学生大会が開かれ、大学立法反対のため無期限ストライキを決議した。

また、中核派にかわって民青系が執行部を握った教養部自治会は、5 月 21 日に記念講堂で約 3500 人の学生を集めて学生大会を開いたが、「反戦・反安保闘争の意味において大学治安立法を粉砕するため、直ちに無期限ストに入る。正門にはバリケードを築くが、学生は毎日登校してクラス討論・自主講座等に参加する。大学当局に対しては大衆団交をもって追及する。そして、教養部闘争委員会（C 闘委）を結成し、ストライキ中の教養部における日常的な方針を決める」という、反民青系代議員有志による緊急特別提案が 908 対 718 で可決された。これによって教養部では反民青系の教養部闘争委員会（C 闘委）が結成され、自治会執行部にかわってストライキ中の教養部の実権を握ることになった。そして 24 日以降、教養部本館内の会議室・学生委員会室・事務長室・教養部長室等を各サークル・研究会・セクトなどが占拠しはじめ、順次、研究事務室、教官室におよんでいった。

5 月 22 日には教育学部で学生大会が開かれ、無期限バリケードストライキを決議し、同時に同事務室・研究室が封鎖された。また、経済学部も同日学生大会を開いて無期限ストライキを決議し、工学部自治会も無期限ストライキを決定した。その後、工学部は 5 月 31 日に臨時学生大会を開いて無期限ストライキを週 2 日の波状ストに切り替えた。この結果、法学部・農学部・薬学部の 3 学部を除く、7 学部と教養部で無期限ストライキが決定した。

学長選考基準の改正問題

この間、九州大学では水野総長辞任後の次期総長選挙を実施するための検討が進められていた。学長選考基準によれば、水野総長が 1 月 31 日付で正

式に辞任したあと、1 か月以内に学長選挙を行わねばならないとされていたが、これまでの総長選挙は、専任講師以上の教官と一部の事務官・技官に選挙権があり、助手・大学院生・一般学生には権利がなかった。このため、学友会などは学生に拒否権を認めるべきであると主張し、学生や一部教授からも学生参加の新しい選挙方式を求める声が出され、2 月 4 日の評議会では選挙の方法についてあらためて検討することになった。

2 月 6 日の評議会は、総長選挙についてさらに教授会の意見を求め、その結果を 2 月 20 日以降のなるべく早い時機に評議会に持ち寄って審議することを決定した。総長選挙の方法は、改正する必要があるというのが大体の意見であったが、改正は大学制度委員会で慎重に検討する必要があるので、それまでの間、一応現行規則で総長を選ぶか、あるいは現在の総長事務取扱よりもっと幅広いかたちで総長代理を選出するかの 2 つが考えられた。そして、もし現行規則で総長を選ぶとすれば、改革は急がなくてはならないので任期は 1 年位とするということが考えられていた。

2 月 21 日に開かれた評議会では、現行規則を総長事務取扱のもとで改正することを前提として、①総長事務取扱の決め方をどうするか、②改正案をどこで作るか、③所要時間をどの程度とするか、④改正案について学内の意見を聞く場合の方法について、⑤改正すべき問題点、などをさらに各教授会に諮ったうえで、次回評議会で意見を集約することになった。

こうした経過を踏まえ、5 月 16 日の評議会は、従来の選挙規則による有権者のなかから事務系職員を除き、かわって助手層を新たに加えて、有権者を助手以上の全教官とするという基本方針案を決定した。そして、23 日の評議会は、「学長選考基準の改正に関する案」を成文化し、翌 24 日に公示して、意見や批判があれば、6 月 7 日までに申し出るように求めた。また、今回の学長選考基準の改正はあくまで暫定的なものであり、事務系職員の参加問題については学生の参加問題とあわせて、新しい大学の理念と関連づけながら、新総長のもとで、できるだけ短期間に精力的に取り組むとの説明を行った。

問田総長事務取扱の選出

5 月 16 日の評議会で総長選挙の最終案がまとめられたことをうけて、井上総長事務取扱の辞任が議論されることになった。発令問題はまだ解決していなかったが、井上総長事務取扱辞任のための学内環境はしだいに整いつつあった。井上総長事務取扱の任期は、総長選挙を現行基準によって実施するか、それとも現行基準を改正して実施するかのいずれかについて態度の決定をみるまでとすることが確認されていたからである。しかし、それは形式的なものにすぎなかった。井上総長事務取扱の法学部長の任期は同年 6 月末までであり、発令問題をそのままにして 1 か月も早く退くことは、文部省の圧力に屈したことになるという意見が強くあったからである。

だが、その一方では文部省との対立を 1 日も早く解決したいという井上総長事務取扱早期退陣論も、大型計算機センター復旧問題とのからみで存在していた。大型計算機センターは、機体の引き降ろしによって仮設が認められたものの、建物の再建工事はまったく目途が立たず、再建するには 1 日も早く学内を正常な状態に戻す必要があったからである。

5 月 20 日、評議会において井上総長事務取扱から辞意の表明があり、その理由としてあげられた次期総長選挙の基本方針を決定するまでとする事務取扱の「任期」について議論が行われ、各学部教授会に諮ったのち、あらためて評議会で決定することになった。翌 21 日、各学部教授会でこの問題が審議され、同日夜の評議会にその結果が持ち寄られた。井上総長事務取扱の辞任に賛成の学部は、医学部を除く理科系、反対は医学部・法学部・経済学部・文学部で、うち強い反対は法学部のみであった。しかし、審議の結果、任期は学長選の目途がつくまでとされているので事務的に処理すべきであるとの意見が大勢を占め、井上総長事務取扱の辞任が承認され、後任に問田直幹（といだなおき）医学部長が選出された。

大学法案に関する全学教官集会

5 月 22 日、九州大学は評議会の主催において「大学法案に関する全学教官集会」を記念講堂で開催し、大学法案問題、井上総長事務取扱不発令問題等に関して、全学教官集会の名前で「大学立法に対し強く抗議の意思を表明する」との抗議文を採択した（資料編Ⅱ－517、pp.589）。翌 23 日には午後 6 時から教官約 200 人を加えた、学友会学生・教職組等約 1400 人が問田総長事務取扱を先頭に市内デモを行った。この日は、反民青系学生も医学部自治会主催による大学立法粉砕総決起集会を記念講堂で開き、約 1500 人の学生が参加した。また、記念講堂前では学友会主催の集会が開かれ、約 200 人が集まった。夕刻からは反民青系学生約 1200 人が市内デモを行い、機動隊と衝突して 3 人が逮捕された。

翌 24 日、政府は、臨時閣議で「大学の運営に関する臨時措置法案」を決定し、ただちに国会に提出した。法案は、中教審答申の方向にそって文部大臣・学長の管理権を強化し、紛争大学の学長や文部大臣に紛争を収拾するため教育・研究機能の休止・停止権を与え、収拾が困難で「当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、その事態に応じ、国立学校設置法を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない」（第 9 条）と、大学・学部の改廃を盛りこんだものであった。これに対し、社会党・共産党などは強く反対し、国大協総会も廃案にするように求め、全国の大学から反対・抗議の声があがった。

ところで、22 日の全学教官集会では、大学立法に反対しながら、その一方で井上総長事務取扱の辞任を認めたのは納得できないとの意見が出されていたが、5 月 31 日には教官有志 146 名が、「井上学長事務取扱の辞任を認め、後任者を選任して発令を受けたことは、事実上文部省の圧力に屈したものである」という見解について考えを明らかにするように求める質問状を問田評議会議長に提出した（資料編Ⅱ－518、pp.589-592）。

医学部の大衆団交

6 月 3 日、医学部中央講堂において問田医学部長等、医学部教授 20 人と医学部自治会学生約 100 人との間に大衆団交が開かれた。医学部は、大学法案に反対してすでに無期限ストライキに入っており、午後 3 時から始まった団交は深夜になっても終わらず、翌 4 日未明の 3 時頃まで続き、同日午後 4 時過ぎから再開された。

再開された大衆団交には問田医学部長のほか、医学部教授団 25 人と医学部自治会・医学部ストライキ実行委員の学生約 350 人が参加した。学生側はまず、医学部長はじめ医学部教授団の大学立法に対する反対の意志を確認し、さらに 5 月 20 日に評議会が井上総長事務取扱の辞任を任期がきたという理由で認め、翌 21 日に問田医学部長が総長事務取扱を引き受けたことについて、問田総長事務取扱を認めることは「大学治安立法」を実質的に認めることになると追及した。

医学部長は、総長事務取扱を受諾したのは、井上総長事務取扱が辞任したいと強い希望を出されたためであると反論したが、学生側は評議会の決定は、任期がきたという理由であったとして、自己批判と 5 月 20 日の評議会決定の白紙撤回を迫った。

3 時間半の議論ののち、学生側は医学部長に対し、①井上辞任を認めた評議会決定を認めたことと総長代理を引き受けたことを自己批判して、総長事務取扱の辞令を即時返上する、②これを評議会で積極的に主張し、認められなければ評議員と医学部長を辞任する、との医学部長個人の確認書を提案した。また、3 人の評議員にも、「評議員として井上辞任と問田就任を認めたことは、大学立法を阻止する戦いに反したことになる」と自己批判を迫り、「評議会決定が白紙撤回されない場合は辞任する」との確認書に署名するように迫った。教授団は約 30 分間、別室で協議したあと、医学部長が署名し、ついで評議員の 3 教授も署名した。

さらに学生側は、医学部長・3 評議員が主張しても評議会決定が撤回され

ない場合、今後医学部長・評議員を医学部から出さないとする評議会ボイコットの確認書の署名を要求した。これに対し教授会は、「評議員を出さなければ、評議会は解体する。それは大学をつぶすことになる。評議員を送って、評議会の体質改善に努力すべきだ」と反論したが、結局学生の原文について「あらゆる努力にもかかわらず、評議会にいれられないときは評議会をボイコットする」との条件をつけて、教授会を代表して評議員の 1 人が署名した（資料編Ⅱ－520、pp.594-597）。

5・20、21 決定問題の拡大

6 月 6 日の評議会では、医学部から前日の医学部自治会との確認書問題について報告があり、問田総長事務取扱から総長事務取扱を辞任したい旨申し出があった。しかし、これを認めることは、学内の最高意思決定機関である評議会の機能を否定することであったため、この日は団交の場で辞意を表明するにいたった経過について報告を受けたにとどめ、各教授会で検討することになった。

しかし、井上総長事務取扱の辞任を認めた 5 月 20 日・21 日の評議会決定の見直しを求める声はしだいに全学に広がっていった。10 日午後には、農学部・理学部の両学部の学生自治会が教授会と団交を行い、農学部教授会は、井上教授の辞任を認め、問田教授を後任に選んだ 5 月 20 日・21 日両日の評議会の議事録を公開することを約束して確認書に署名し、2 週間以内に団交を再開して討議を続けることを約束した。理学部教授会も学生に議事録の公開を約束し、さらに 12 日午後から 13 日未明にかけて行われた理学部教授会と同学部学生自治会、大学院生協との大衆団交において、井上正治教授の総長事務取扱辞任を認めた 5 月 21 日の評議会決定は間違っていたと認め、午前 1 時過ぎ、評議会決定の誤りを自己批判する確認書に署名した。

5・20、21 評議会決定の追及は教養部にも波及し、教養部教授会と教養部闘争委員会は 18 日午後 3 時半過ぎから翌 19 日午前 6 時半まで、学生会館ホ

ールにおいて最初の団交を行った。この団交には約 500 人の学生が参加し、その結果、「教授会は、五月二十日の評議会で井上辞任を認めたことは大学立法に実質的に屈したことになると認め、評議会に白紙撤回を働きかけ、容れられねば教養部より評議員を送らない」等の 5 項目、および 4 月 25 日告示の撤回を承認する旨の確認書に 2 人の評議員が署名した。

（2）大学封鎖の拡大

問田総長事務取扱の辞任

6 月 18 日、九州大学の青年医師連合（青医連）が大衆団交を要求して医学部教授会に乱入したが物別れとなり、翌 19 日早朝、青医連は第一外科研究棟を封鎖した。23 日には辞令返上問題について医学部自治会と問田総長事務取扱との話し合いが行われた。学生側は、辞令の即時返上とその理由書の同封等を激しく迫り、医学部教授会はこれについて深夜まで討議を重ねた。しかし、この問題は医学部だけで決定できる問題ではなく、同時に評議会が開かれて審議が行われた（資料編Ⅱ－525、pp.610-613）。

24 日、前夜からの評議会のあと、再三にわたって各教授会に諮られたのち、同日の深夜の評議会において、辞令返上ということは法的に意味がなく、辞意の表明と受け止めて、問田総長事務取扱の辞任を承認することを決定した。また、全評議員はそれぞれの教授会に諮って責任をとることを申し合わせた。その理由は、5 月 20 日・21 日評議会決定は大学立法に反対するという大学の姿勢と、井上辞任を認めた審議の過程に不十分な点があり、先任学部長順という方式で機械的に井上総長事務取扱の辞任と問田総長事務取扱の就任を決めたことを自己反省する、というものであった。

大学封鎖の拡大

しかし、医学部自治会・医学部ストライキ実行委員会は、6 月 24 日の評議

会決定は、6 月 4 日の確認書を完全に無視するものだとして、あくまでも 5・20、21 評議会決定の白紙撤回を求め、25 日午前 1 時、医学部本館を封鎖した。また、反帝学評の学生も同日、文学部・教育学部封鎖後の仮事務室のあった農学部旧館に押し掛け、これをふたたび封鎖した。

翌 26 日午後には、記念講堂で開かれた全学ストライキ実行委員会主催の大学立法粉砕総決起集会のあと、文学部・教育学部の反帝学評を中心とする学生約 60 人が、ヘルメット・鉄パイプ等で武装し、約 100 人の本部職員等の制止を押し切って本部建物に乱入してこれを封鎖した。翌 27 日には、医学部学生大会が開かれ、無期限スト・封鎖貫徹の原案が賛成多数で可決された。28 日には教養部闘争委員会の学生約 50 人が、教養部教授会が「団交」を手続き問題で拒否したことを理由に、教養部本館をバリケード封鎖した。

7 月 1 日午前 4 時過ぎには、経済学部大学院のストライキ実行委員会約 30 人が、大学立法阻止のためにストライキに入ったのに、多くの学生は「ネトライキ」をきめ込み、スト解除の動きさえあるとして、附属図書館をバリケードで封鎖した。これは、本部、文学部、教育学部、教養部、医学部本館、同研究棟に続いて 7 つめの建物の封鎖であった。

7 月 3 日、経済学部学生大会で、執行部（反民青系）提案の無期限ストが否決され、執行部が民青系に交代して、波状ストを行うことになった。同日大学立法に反対する教官連合の結成集会が約 100 人を集めて行われた。翌 4 日、文・教育・法各学部の実行委員会（反民青系）の学生 40～50 人が法学部事務室を封鎖した。また、工共闘学生約 30 人と応援の学生約 20 人が工学部本館を封鎖した。14 日午後 1 時過ぎには、文科系学部の反民青系学生約 30 人が経済学部事務室と同研究室を封鎖した。これによって、文科系学部はすべて封鎖されたことになった。これに抗議した学友会・教職組約 100 人は文科系学部構内で反帝学評系学生と衝突し、約 10 人の学生・職員が負傷した。

6 月 26 日に本部建物が封鎖されて以来、庶務課・人事課など庶務部の大半

は医学部構内の同窓会館へ移った。しばらく学内で間借りしていた経理部は 7 月 11 日に、管財・主計両課の一部を残して福岡市天神 2 丁目の貸ビルの 3 階 1 フロアに移って事務を始めた。学生部の学生課・厚生課は掛ごとに学内の旧保健管理センターなどに分散した。法学部事務室も 2 か所に分かれた。本部周辺の箱崎地区に住む職員の個人宅を事務室に開放したケースもあった。当時九州大学の全職員約 2700 人のうち仮事務所で執務していた職員は 600～700 人にのぼった。評議会も、3 月以降は危険を避けて医学部地区の同窓会館等で行われるようになっていたが、6 月の封鎖以後は市内のホテルや市外の農学部附属農場で行われるようになった。

(3) 総長選挙の中止と大学法の成立

総長選挙の中止と評議員の辞任

評議会は、6 月 24 日に問田辞任を決めたものの、翌 25 日の評議会では、今後の責任体制を策定するにあたって、ただちに総長選挙を実施すべきであるという意見や、5 月 20 日以前の状態へ戻すべきであるという意見、あるいは 5 月 20 日・21 日の決定に参加した評議員が信を問い終わった段階で、あらためて検討すべきである等の意見が出されて結論が出ず、結局、部局長の互選によって総長事務取扱臨時代行を選出して問田総長事務取扱辞任後の責任体制の確立について協議することになり、27 日の部局長会議において北川敏男理学部長を選出した。北川総長事務取扱臨時代行の任期は 6 月末日までの 3 日間であったが、29 日の部局長会議において 7 月 5 日まで延長されることになった。

7 月 5 日夜から 6 日未明にかけて開かれた評議会では、問田総長事務取扱辞任後の責任体制の確立について、①5 月 20 日・21 日両日の評議会決定を白紙に戻し、井上総長事務取扱を復帰させる、②問田総長事務取扱辞任に伴う後任総長事務取扱を決め、15 日に総長選挙を行う、③総長事務取扱の選考

は各学部教授会で投票し、そのうえで総長選挙を行う、などの各案が検討された。その結果、②の案に対する賛成がもっとも多かったが、11 日から夏休みに入るので、時間的に不可能となり、①案を含みとした③の「長期民主化路線」で進む方針を決め、1 週間以前から連日のように審議してきた 7 月 15 日を目途とする総長選挙案は、結局強行すべきでないとして廃案となった。

また、この日の評議会は、5 月 20 日・21 日両日の評議会決定に参加した評議員全員が責任を取って評議員を辞任することを決定し、40 人の評議員うち、5 月 20 日・21 日両日の評議会に出席した教育・経済・理・医・歯・薬・工・教養の 8 部局長、4 研究所長、附属病院長を含む 30 人が辞任することになった。法学部はすでに評議員全員が同問題で責任をとって辞任しており、文学部と農学部は学部長が 6 月末で任期満了、その他は病気のため交代して 5 月 20 日・21 日の評議会には出席していなかったので辞意表明はしなかった。また、5 日に任期切れとなった北川総長事務取扱臨時代行の後任に、6 日から 10 日まで 5 日間の任期で谷口鉄雄文学部長が選出された。

大学立法反対運動

大学立法に反対する運動は、大学法案の閣議決定・国会提出後も全国各地で広範に展開された。九州大学では、5 月 13 日に医学部において、大学立法に反対する医学部教官会議が結成され、5 月 29 日には臨床大講堂で教官会議を開いて、立法化にあくまで反対し、具体的な反対運動を進める方針を決めた。

米軍機墜落 1 周年にあたる 6 月 2 日には反民青系学生による 6・2 反戦総決起大会が記念講堂で開かれ、約 1500 人が参加した。このあと、参加者は米国領事館まで市内デモを行い、途中 5 人が逮捕された。同日夕刻には、問田総長事務取扱を先頭に教官団約 700 人が板付基地撤去を求めてデモ行進を行った。教官団の後尾には教職組・学友会の教職員学生約 1000 人が続いた。10 日には大学立法粉砕福岡県集会が、福教組・県総評の主催で九州大学記念

講堂において開催され、約 1500 人が参加した。

7 月 3 日午後には、大学立法に反対する各学部の教官有志が工学部で集会を開き、「大学立法に反対する九大教官連合」を結成した。それまでは、各学部ごとに大学立法反対の運動が続けられていたが、横のつながりはなく、学内外への影響力も弱かった。それが 6 月中旬になって、井上前法学部長の総長事務取扱問題が再燃したのをきっかけに、医学部・経済学部の教授会を中心に呼びかけが行われ、全教官の 4 分の 1 近くの約 400 人の賛成署名が集まったため結成に踏み切ったものであった。「大学立法に反対する九大教官連合」は、その後さらに九州各地の諸大学と連絡をとりあって、「大学立法に反対する九州地区大学教官連合」を結成し、7 月 12 日にはその結成大会が工学部で開かれた。この大会には、九州地区の国公私立大・短大 22 校の代表 90 人を含む約 300 人が出席した。同連合への参加に署名した教員は 1500 人以上に達した。結成大会は、大学立法反対の大会宣言と「大学の再生と学問の創造にとって有害無益なこの立法に反対し、政府・与党の誤った方針に対し理性の名において抗議する」という抗議文を採択した。

井上正治教授の名誉回復訴訟

この間、法学部は 6 月 11 日の教授会で、井上正治法学部長の学部長辞任と竹原良文・原島重義両評議員の評議員辞任を正式に決定した。学部長の任期は同月末までであったが、任期を前にしての辞任は、文部省への抗議の意味が含まれていた。

7 月 7 日、井上正治前法学部長は、国家賠償法にもとづいて総長事務取扱不発令の件で、東京地裁に国（佐藤首相）を相手どって名誉回復を求める行政訴訟を起こした。訴訟の趣旨は、「陳謝広告文を官報に掲載せよ」というもので、訴えの内容は次の通りであった。すなわち、①原告（井上）は、文部大臣の総長事務取扱任命の不発令によって、あたかも総長事務取扱として不適格者であるかのごとき社会的評価を受けた。その結果、社会的名誉を棄損

され、名誉感情を著しく傷つけられた、②教育公務員特例法第 10 条は、大学の学長の任用は大学管理機関の申し出にもとづいて、任命権者が行うと規定しており、任命権者である文部大臣は、大学管理機関の申し出に対する拒否権を有さないというのが大学自治の原則であり、この大学自治の原則は、憲法第 23 条の保障する学問の自由に由来する。したがって、文部大臣が何ら正当な理由がないのにこれをしなかったことは、憲法と教育公務員特例法に違反しており、被告（国）は、国家賠償法と民法（名誉棄損）にもとづいて、名誉回復に適当な措置を講ずる義務がある、というものであった。

法学部は、この訴訟を支援するため、7 月 3 日に「井上事件訴訟推進事務局」を設置し、吉田道也法学部長事務取扱が代表世話人となって、訴訟費用の資金カンパなどの協力を全学に呼びかけた。

4 年後の 1973（昭和 48）年 5 月 1 日、東京地裁民事二十六部（中田四郎裁判長）は、「国立大学の総長事務取扱の発令は、教特法の適用を受けるので、文部大臣の職務命令ではなく、任命行為と見るべきだ。総長の発令と同様、国側に選択の余地や発令拒否権はない。しかし、この事件の場合、大学の異常事態やテレビ、週刊誌での「井上発言」を考えると、文部省側の発令引き延ばしは、違法とまではいえない」との判決を言い渡し、原告の請求を棄却した。形の上では井上元法学部長の敗訴であったが、実質的には「文部省に発令拒否権なし」の新判断を引き出して実を取ったのである。

谷口総長事務取扱の選出

谷口総長事務取扱臨時代行の任期は 7 月 10 日までであり、後任に吉田道也法学部長事務取扱が選出された。任期は 11 日から 15 日までの 5 日間であった。問田総長事務取扱辞任後の総長事務取扱については、問田辞任の経過からみて井上教授を復活させるべきであるという学部と、井上教授を復活しても文部省が発令しないことははっきりしているので、各部局から候補者を推薦して投票で決めるべきであるとする学部があり、いくつかの選出方法が

検討された結果、7 月 15 日にいたってようやく評議会は総長事務取扱の選出方法を決定した。本来であれば総長を選出すべきであるが、それには全学の総意を結集する必要があり、そのためにはさらに多くの日時を要するので、当面早急に総長事務取扱を選出することにしたのである。

この総長事務取扱の選出方法は、従来の先任学部長を総長事務取扱とするという方式とは異なり、全学の教授から総長事務取扱を選出しようというもので、被選挙人は選挙当日の評議員と各部局が全学的な立場から 1 人ずつ推薦した教授、選挙人は当日の評議員となっていた。そして、この選出方法による総長事務取扱選出の選挙は、16 日の各部局教授会で了承されたのち、翌 17 日の評議会において行われた。

17 日の選挙は、評議員と各部局から推薦された教授 5 人の合計 45 人を被選挙人として、40 人の評議員のうち 28 人が出席して行われた。まず 2 名連記の第 1 回目の投票によって、岡本正幹農学部教授・井上正治法学部教授・井上由扶（よしすけ）農学部長・桑原万寿太郎理学部教授・谷口鉄雄文学部長の 5 人が選出され、つづいて単記無記名の第 2 回目の投票が行われた結果、岡本教授が選出された。しかし、岡本教授は、総長不在のときの責任体制は評議会で受け止めるべきで、評議員でも学部長でもない者を総長事務取扱に選ぶのはスジが通らないとして就任を固辞した。

このためあらためて選挙が行われることになり、25 日に再選挙が実施された。この時も前回同様、全評議員 40 人と各部局から推薦された教授 5 人を加えた 45 人について、出席評議員 27 人による第 1 次選挙が行われ、井上正治法学部教授・井上由扶農学部長・遠藤辰雄教育学部長事務取扱・川上泉理学部教授・高木幸二郎経済学部教授・谷口鉄雄文学部長の 6 人が選ばれた。さらにこの 6 人について第 2 次選挙が行われた結果、谷口文学部長が 1 回目の投票で過半数を獲得した。谷口文学部長は即答を避け、文学部教授会に諮ったうえ、30 日の評議会で就任を受諾した。

これによって井上総長事務取扱不発令問題に始まる混乱は一応の解決をみ

ることになり、九州大学の責任体制が確立することになった。8 月 9 日の評議会は、谷口総長事務取扱の発令上申を決定するとともに、井上前法学部長の総長事務取扱不発令に抗議するため、学部長・評議員 5 人を文部省に派遣することを決定した。5 日後の 8 月 14 日、文部省は谷口総長事務取扱の発令を行った。

大学法の成立

一方、「大学の運営に関する臨時措置法」は、衆議院文教委員会の開会をめぐって自民･社会両党が対立し、7 月 10 日には加藤一郎東大総長と奥田東京大総長が連名で、同法について再考を求める声明を発表した。14 日には加藤東大総長が衆議院文教委員会において「大学の運営に関する臨時措置法」に対する反対意見の陳述を行った。同日、九州大学評議会は、政府や自民党などに大学立法反対を働きかけるため、九州大学を代表して 20 人の教授を上京させることを決定した。

しかし、佐藤内閣は国会の会期を大幅に延長し、7 月 24 日の衆議院文教委員会において同法案の強行採決を行った。このため、翌 25 日には強行採決に反対する学生・教職員のデモが全国各地で行われ、九州大学ではこの日午後から反民青系学生約 400 人が学内集会を開いたのち福岡市内をデモ行進し、途中規制した機動隊ともみ合って 2 人が逮捕された。教職組・学友会の四者共闘約 350 人も、夕刻から学内集会を開いたのち、市内デモを行った。また、文部省へは反対の決議や声明が殺到し、大学からの抗議は、25 日までに国立 75 大学の大半の 60 校をはじめ、公私立大学を含む 130 校に達した。しかし同法案は、同月 29 日の衆議院本会議で可決され、これに反発した社会・民社・公明・共産の 4 党が内閣不信任案を提出したが、自民党によって否決された。

8 月 2 日、自民党は抜き打ち的に参議院文教委員会を開会し、文教委員長は与野党のもみ合うなかで席に座れないまま開会を宣言した。坂田文部大臣

が提案理由説明に入ったが、怒号で聞き取れないうちに説明を終わり、まったく審議しないまま、わずか 4～5 分で可決した。さらに翌 3 日の参議院本会議でも、副委員長不信任案の投票を途中で打ち切り、議長職権で同法案を議題として、一挙に採決を強行して可決成立させた。国大協はこれに抗議し、奥田会長は坂田文部大臣と会談したが物別れに終わった。

翌 4 日、九州大学は、「このような重大な法案が、今次国会において審議らしい審議すら行われることなく、強行採決の繰り返しによって成立せしめられた。本学はこの暴挙に対し強く抗議する」との声明を発表した（資料編Ⅱ－531、pp.622-623）。教養部では大学法が強行採決されると、反民青系各セクトの学生は、抗議のため、三号館、二号館、旧物理教室を封鎖した。教養部では本館が封鎖されて以後、事務部は三号館に移り、教官会議も特一教室で行われていたが、これによって教養部の事務部、研究室はほとんど全部封鎖されたことになり、事務部は西区西島ビルや草ケ江の妻木名誉教授邸をも借用せざるをえなくなった。本部地区では、学友会・教職組の抗議集会・市内デモが約 400 人を集めて行われ、九州地区大学教員連合の集会・市内デモも約 120 人によって行われた。反民青系学生約 200 人のデモは翌 5 日にも行われた。井上前法学部長は、大学の運営に関する臨時措置法が強行採決によって成立したことに抗議して、同月 6 日の法学部教授会で辞任を表明し、翌 1970（昭和 45）年 3 月 31 日をもって辞職した。

8 月 7 日、理学部学生大会は大学法反対の長期戦を考えねばならないとして、民青系執行部の無期限スト解除案を、賛成 111・反対 15・保留 22・棄権 3 の圧倒的多数で可決した。翌 8 日には歯学部学生大会で、反民青系執行部が提案した無期限スト続行の方針が、賛成 9・反対 18・保留 2 で否決された。9 日には経済学部事務室を封鎖していた経済ゼミスト連合の学生が、長期戦を戦い抜くとして封鎖を解除し、翌 10 日には図書館を封鎖していた経済学部大学院ストライキ実行委員の学生が戦術転換と称して封鎖を解除した。

8 月 16 日、文部省は大学の運営に関する臨時措置法にもとづく対象校を発

図 9-4 医学部自治会の研修医制度反対デモ（1965 年頃）

表し、翌 17 日には大学の運営に関する臨時措置法が施行された。この日、全学ストライキ実行委員会の学生約 50 人および文学部・工学部などの反民青系学生約 60 人は、同法の施行に抗議して、ロッカー等で正門を封鎖し、つづいて西側通用門、理学部中門を封鎖した。

医学部紛争の激化

1946（昭和 21）年に発足したインターン制度は、インターンの身分が不明確で経済的保障がないなど、多くの問題を抱えていた。このためインターン制度の廃止を求める運動は早くから行われていたが、1966 年に青年医師連合（青医連）が結成されると、国家試験のボイコットを決議するなど、その運動はさらに激しくなり、東京大学のように全学的な紛争に拡大することもあった。また大学側も、1964 年の第 8 回全国医学部長（医科大学長）会議でインターン制度の廃止の決議を行うなど、インターン制度の廃止を求める声が強くなってきた。このため政府もインターン制度を廃止することを決定し、1968 年 5 月 15 日、法律第 47 号をもって「医師法」を改正し、インターン制度を廃止して、新たに「医師は、免許を受けた後も、二年以上臨床を行うように努めるものとする」（第 16 条の 2）という臨床研修医制度を発足させた。

一方同年 3 月には、無給医に診療協力謝礼金を支給する臨床研究生制度が発足した。しかし、九州大学においても 6 月 19 日に、医学部長・附属病院

長名で臨床研究生制度の改善に関する要望書を文部省に提出しているように、無給医に関する改革はけっして十分ではなかった。このため、九州大学の医学部無給医会は、同年 12 月に 20 科のうち 14 科が 1 週間、残りの 6 科が 1～4 日の診療拒否闘争を実施し、翌 1969 年 2 月 1 日からは 20 科で最高 1 か月の診療拒否闘争が行われた。2 月 10 日には有給医によって、「医学部、病院を考える有給者有志の会」が結成された。

3 月 5 日には、1970 年度から臨床系の大学院生の募集を中止することが決定された。大学院生は授業料を払い、教官から教えられる身分にあったが、実際は無給医と同じく診察や治療に追われて、大学院の目的が有名無実となっていた。このため、その抜本的な改革が行われるまで臨床系大学院の学生募集は行わないことにしたのである。基礎系については、募集は続ける方針であったが、3 月 6 日の基礎系大学院入学試験は、青医連の研修生や学生に阻まれて中止された。その後、医学部教授会は、6 月 28 日と 7 月 1 日に入学試験を実施すると公示したが、当日はこれに反対する青医連の医師、自治会学生等約 50 人が押し掛けたため中止された。

4 月 17 日には、医学部の青医連内科グループが、教授回診に反対して附属病院の内科研修小委員会に廃止するように申し入れたが、8 月 8 日には第三内科がこれまでの医局制を廃止し、教授から研修医までのすべての構成員が平等の責任と権限を持つ医員会議によって運営するという改革案を決定した。医局の廃止はすでに小児科・整形外科においても決定されており、医局の廃止はこれ以後医学部全体に広がっていった。

7 月 30 日には、基礎臨床委員会（KRI）が解散を決議した。基礎臨床委員会は、1946 年 2 月に医学部の民主化を進めるため設置されたもので、医学部の学部長・病院長・教官の主要人事の選考委員を選出するなど、人事のかなめの役割を果していた。しかし、厚生省が無給医に出した診療協力謝礼金の受け取り拒否に対して、受け取るべきであるとの決定をしたことなどから、無給医全員が 6 月 6 日に脱退し、学生や青医連などからも、医局・講座制の

医学部管理体制を温存するだけで、改革する力はないなどの批判が出されていたため、7 月 30 日の同委員会において解散が決議され、今後いっさい人事に関与しないことを決定したのである。このため、医学部では学部長・教授・助教授などの選考が事実上不可能となり、医学部人事はマヒ状態に陥ることになった。